

○林委員長 続けて、いいですかね。続きまして、次の陳情審査、二番町地区のまちづくりについてです。本件に関する陳情は、継続中の陳情、送付5-18、19、21から26、31、41、45から49、52から56、参考送付の合計21件です。関連するため、一括で審査することとしてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、また、本件の陳情審査と関連するため、日程2、報告事項（1）の二番町まちづくりについて、執行機関から報告をお願いいたします。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 それでは、二番町のまちづくりにつきまして、前回、1月25日の当委員会では、法17条に基づく都市計画案への意見書の集計状況をご報告させていただきました。その後、集計結果がまとまったため、まずは、口頭にて詳細をお知らせいたします。

意見書の総数は2,745名分、うち有効票が2,615名分、無効票が130票、130名分ございました。有効票のうち、賛成は1,804名分、反対が807名分ございました。

続いて、今回も参考までに、意見書に記載をされた住所に基づく内訳について、お知らせいたします。まず、二番町地区につきましては、有効票が335名分、そのうち、賛成の意見が211名分、反対の意見が124名分でした。次に、日本テレビ通り沿道地域についてです。対象となるのは、一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、麴町三丁目、麴町四丁目であり、有効票が1,108名分、うち賛成が616名分、反対が491名分、その他が1名分ございました。

なお、前回の当委員会では、事業者から提出された意見書に関するご質問を頂いておりました。二番町地区に関しまして、同一の住所から提出された意見書のうち、特に数が多かった分を参考までにお知らせいたします。

まず、賛成意見のうち、54名分が同一の住所から提出をされておりました。また、反対の意見のうち、65名分がやはり同一の住所から提出をされておりました。前者については、賛成意見の約4分の1程度、後者については、反対意見の約2分の1程度の割合となっております。

集計結果についてのご報告は以上となります。

続きまして、前回の当委員会において、賛成と反対、それぞれ主なご意見についても報告をさせていただきました。本日は、都市計画審議会でも配付する予定の意見書の要旨に基づきまして、ご意見の内容を報告いたします。お手元の環境まちづくり部資料1をご覧ください。

○林委員長 資料1が陳情の厚い陳情の次のところに――あ、違う。事前配付したんだ。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 あ、そうですね。（発言する者あり）

○林委員長 持ってきていないか。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 意見書の要旨と書かれた資料でございます。（発言する者あり）

○林委員長 入っている。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 はい。こちらの意見書の要旨の取りまとめに当たりましては、前回の委員会でご指摘を頂いた点を反映できるように努めまして、提出者のバ

ックグラウンドが読み取れるような記載があれば、その箇所を可能な限り掲載するとともに、同じ趣旨のご意見も幅広く、この一覧表に整理をしております。結果として、かなりボリュームのある内容のため、分類であったり、区の見解を中心に、本日はご説明をさせていただきます。

まず、賛成意見についてですが、こちらは、高さ、容積率、景観・街並み、利便性、まちの活力、広場等、交通、防災、エリマネ施設、これまでの経緯、地区計画の変更、地区計画の目標・方針、都市計画マスタープランとの整合性、その他といった分類に沿って、ご意見をまとめております。

資料1ページ目、右の欄には、各ご意見に対する区の見解を記載しております。

続いて、反対意見についてですが、15ページ目以降に、高さ、容積率、景観・街並み・住みやすさ、まちの活力、バリアフリー、広場、地域交通広場、防災、エリマネ施設、混雑悪化、番町中央通りの一部双方向化、地区計画の変更、都市計画マスタープランとの整合、その他といった分類に沿って、まとめております。

区の見解については、同様の趣旨のご意見ごとに記載をいたしました。個々の詳細の説明は割愛をさせていただきますが、15ページ、右の欄に記載した点につきましては、今回の様々なご意見に対して当てはまる区の見解となっております。2,500平米の広場整備や交通広場整備を行うこと、また、地下鉄へのバリアフリー動線を改善すること、歩道状空地や緑地整備などを含めた容積評価は700%前後が妥当であることについては、これまでの議論を踏まえた上で、都市計画審議会の専門家会議から示されております。また、高さにつきまして、60メートルでは地域課題に対応することは不可能であることを事業者を確認したことから、60メートルの街並みに配慮しつつ、80メートル以下という一定の考え方が示され、区としても、その考え方を踏襲していますという内容です。

区としては、今回の計画案がそうした内容を反映したものであるという認識の下、都市計画手続を進めております。

もう一点、様々なご意見に対して、当てはまる区の見解をお知らせいたします。

こちらは、資料の33ページをご覧ください。ここでは、地区計画の変更の観点からご意見を頂いた箇所となっております。それに対しまして、区は、駅前における大規模開発に関連をして、地域に対して、どのような貢献、地域課題の解決ができるかについて議論し、手続を進めております。地域に対して、貢献、地域課題の解決が伴わない開発を推進することは考えておりません。

なお、商業施設や広場は、主として地域の方々の利用を想定していることを事業者を確認しておりますという見解となっております。地域課題の解決を図るために、どのような策が考えられるか、まちづくり協議会をはじめ、地域の方々の利用を——あ、失礼しました。地域の検討を通じて整理されてきた経緯があるからこそ、区としては、よりよいまちづくりのために、都市計画手続を進めております。

最後に、意見書提出者のバックグラウンドが読み取れる意見の例を幾つかお知らせいたします。

前回の委員会でもご指摘を頂いた障害をお持ちの方の意見については、明確に見分けることはできませんでしたが、主に子育て世代、新しい住民の方、また、高齢者の方といった立場からご意見を頂いております。まず、賛成意見の中ですが、3ページ目、利便性と

いう項目の三つ目に、子育て世代からのご意見。4ページ目、まちの活力の項目、こちらは後ろから二つ目のところに、新住民という観点からのご意見。資料5ページ目、バリアフリーの項目の2点目に、高齢者の方からのご意見。同じく、6ページ、下から四つ目が、松葉づえを利用されている方のご意見。7ページ、上から二つ目に高齢者の方からのご意見。7ページ、広場の項目の二つ目が子育て世代からのご意見。最後に、13ページ、その他の最後から四つ、全てのご意見が児童ご本人からの意見と考えられます。

続いて、反対意見についてです。こちらは、21ページ、項目としては、景観・街並み・住みやすさというところになります。上から三つ目が高齢者の方からのご意見。四つ目が子育て世代からのご意見。26ページ目、広場の項目のうち、一番下が子育て世代からのご意見。27ページ目、上から三つ目、四つ目も子育て世帯からのご意見と考えられます。

ご報告は以上となります。

○林委員長 はい。それでは、委員の方。

○岩田委員 そもそもこの二番町と日テレ通りの方の、何だ、意見書を分けたわけなんですけども、もう本当にそもそもなんですけど、二番町の町会としては、これは、意見としては賛成という、町会としては賛成ということでよろしいでしょうか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 今回は、あくまでも意見書に関しては、個人の方、法人も含めて、提出をしていただいておりますが、町会として、どういうご意見であったかというような内容については頂いていないものと考えております。

○岩田委員 いや、今回の意見書じゃなくて、今までのことも含めて、町会としては賛成しているということでよろしいですかね。

○林委員長 休憩か。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 団体として、二番町町会がどういう立場を取っているかということに関して、すみません、ちょっと明確に賛成、反対どちらかということについては、現状では把握していない状況です。

○岩田委員 その町会の町会長が自分の町会長名を名のって、肩書も名のって、そして、賛成の意見書の提出をお願いしている文書が出回っています。そこには、反対の方に負けないように意見書を出していただきたいと思いますというふうに書いてあるんですけど、こういうのがある、そういうのは、区としては認識していませんと言うんでしょうけども、こういうのがあるということ自体、どういうふうに思われますか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 ちょっと詳細に関しては把握しておりませんが、意見書の提出は、各自の意思に委ねられているので、町会長が、今ご意見あったとおり、打診をしたかどうかということにかかわらず、各自が自由に賛否を示すこと自体は、また、示さないことについては、選択できるものというふう考えております。

○岩田委員 この前も指摘しましたよ。町会というのは、区からお金が出ているじゃないですか。そういう団体が、町会長、肩書を使って、こういうことをするのはどうなんだと言っているんですよ。どういうふうにお考えなんですか、そこは。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 先ほど申し上げたとおり、ちょっと、区として、現状では、詳細にどういった内容の文書をもって、そういったことが行われたかについては、把握しておりませんので、現時点で、それについての答弁は差し控えさせていただきます。

と思います。

○岩田委員 別にここで読み上げてもいいですけど、読み上げましょうか。どうしますか、読み上げます。（発言する者あり）あ、そうですか。読み上げます、じゃあ。

○林委員長 いや。ちょっと、岩田委員、それでしたら、一旦、休憩を取って……

○岩田委員 そうですね。

○林委員長 委員の皆さん共有にするんだったら、共有にしたほうがいいですし。

○岩田委員 そうですか。

○林委員長 ばあっと言われて、やり取りをやっていても。どうしますか。

○岩田委員 そうですね。分かりました。じゃあ、それはちょっと長くなるんで。

○小枝委員 どうせなら、ちょっと関連でね。

○林委員長 関連で。

トイレ休憩に入る前にやりますか。

○小枝委員 はい。はい。関連で。

○林委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 休憩を取ってということで、コピーということであれば、もう一つ、二番町地区地区計画に関する都市計画案への意見とって、こういう統一の、何というんですかね、署名簿みたいな、ここに10人名前が書けるようになっていて、そこに、非常に、何というんですかね、60メートルだと、オフィスビルしかできないみたいなことが書いてあって、スーパーマーケットやカフェ、レストランができないというのは、ちょっと私たちがここで確認してきたこととまず違うということと、こういう署名簿のようなものがどのくらいなのかということで、これも、資料として、もし共有できれば。

もう一点、文章はほとんど同じなんですけれども、こういう1月19日までに、意見、賛成ということで提出してくださいと。バーベキューやキャンプ体験、ドッグラン、地域向けイベント、そういう言葉が連なっているものなんですけれども、これって、何というんですかね、非常にこの二つというのが、ふと、何というの、特徴があって、「ファックス」のことを「ファクス」と書いてあるんですね。もう一枚も「ファクス」と書いてあるんです。それで、区役所のホームページにも「ファクス」と書いてあるんですよ。もっと問題なのは、地域の方がおっしゃるには、これを区議会議員が持ってきたと言うんですよ。

（発言する者あり）そういうふうなことも含めて、非常に、私たち、こういうところで意見を言ったり、おかしいじゃないか、問題指摘はしますけれども、そういう、何というんですかね、やり方はしない。また、正しいことをちゃんと伝えていかないといけないという意味で、この意見書について、どんなことが背景に行われているのかというのは、非常に調査を要するような事態が発生していると思うので、何度もやったら申し訳ないので、それも含めて、共有してもらったらなと思います。

○林委員長 どうでしょうか。そんないっぱい資料たくさんだから、一旦、じゃあ、ちょっと……

○小枝委員 3枚です。

○林委員長 1回、とにかく休憩します。

午後2時33分休憩

午後2時36分再開

○林委員長 では、委員会を再開いたします。

岩田委員。

○岩田委員 先ほど、二番町町会の町会長名で出されていた意見書の提出のお願いについて、要旨をいいますと、メリットは、エレベーター、エスカレーターが設置される、バリアフリー化が実現して、交通広場が設置される、歩道が広がる、番町の森のように遊ぶところができたり、防災拠点が2,500平米で、賛成の理由は、バリアフリー化が実現すると。反対の理由としては、超高層建物がうっとうしい、目障りだとかというものであると。そして、反対の方に負けないように、意見書を出していただきたいというふうに、かなり偏った意見を書いてお願いをしているようですが、こういうのはいかがなものかと思うんですが、これを聞いて、今、区はどのように思いますか。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 先ほど申し上げたとおり、その文面を見た上で、確かにそのとおりだという方もいらっしゃるかもしれないというふうにも感じる方もいらっしゃるかと思います。その上で、賛成意見を出すか、ちょっと反対も出せるようになっているかどうかというのも分からないんですけども、どちらかのご意見としてご提出いただくのは、各自の意思に委ねられておりますので、それ自体に意見書の取扱いもちろろん変わりませんし、ほかと同様の取扱いになると、そのように考えております。

○岩田委員 賛成、反対両方出せるということなんですけど、ここには、反対の方に負けないようにと書いてあるんですよ。負けないように。どう考えても、賛成と書いてくれと言っていますよね。

さらに、小枝委員からの指摘で、ペーパーが何枚かあった。意見、「賛成」と印刷がされているんです。そして、そこに名前を書くだけになっています。かなり偏った考えだと思うんですけど、どうですかね、そういうのを聞いて。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 それにつきましても、事前に書かれた内容について、そのとおりだと思った方は、賛成という書かれたものを使って、意見書を出されているかと思っておりますので、その方のお考えについて、否定するものではないかと考えます。

○岩田委員 そして、さらに、もう一枚のほうでも——あ、もう一枚のほうじゃない。そのペーパーには、バーベキューやキャンプ体験、ドッグランなんて書いてあるんですけど、そんなのができるなんて聞いていませんけど、どうなんですかね、本当のことなんですか、これ、ドッグランができるかって。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 これまで申し上げているのは、広場として整備をされた後、そこをどのように活用していくか、運用していくかということについては、区民の方、地域の方を主体として設置されるエリマネ施設——あ、エリマネ団体、こちらが考えていくことということでご説明させていただいております、エリマネ団体の検討の中で、どういったご意見が出てくるかによって、活用方法については定められていくのかなというふうに考えます。

○岩田委員 じゃあ、まだ分からないんじゃないですか。さもやるようなことを書いていますよ、これ。さらに、バリアフリーと書いてますよね。この前言いましたよ、バリアフリー、どこからどこまでですかと言ったら、日本テレビは、地上から改札までと言いました。じゃあ、そこから先はと言ったら、そこはメトロさんだ。分からないということですよ。だから、完全なバリアフリーになるかどうかは分からない。前の永田町の出口みた

いに、穴を掘っちゃった。でも、つながらないよみたいな。あとは、分かりませんみたいな、そういうことになっちゃうわけですよ。後で相談みたいな、そういういいかげんな話ですよ、これ。

そして、さらに、もっと言いますよ。二番町町会、今、どういうふうになっているか。びっくりしました。顧問は日テレの社長です。（発言する者あり）相談役が2人いらっしゃいます。ナインキャストという会社、ここは日テレの番組制作会社を主にやっています。2人ともそうです。そして、監査役、1人は元日本テレビの子会社、日テレアートの取締役をされていた方、もう一人の監査役、日本テレビの総務局番町再開発事務局担当部次長を長く勤めていた方です。監査2人いて、監査2人とも日本テレビの関係者ですよ。区からお金が出て、そこをチェックするところが、2人とも日本テレビ。問題ないですか、これ。そして、今回の再開発ですよ。どう思いますか、それ。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 まず、バリアフリーの点に関しましてですが、前回、お伝えしたとおり、改札内のバリアフリーにつきましては、あくまでメトロが判断の上、実施するものというふうに考えております。一方で、改札より先、地上までのバリアフリーが先行して、もし、今回の計画を基に実現をされるということがあれば、これまでとは状況が変わってくるので、メトロへホームから改札までのバリアフリーを要望する際にも、より先方に対して促しやすい環境が整うものと考えております。まず、できることから進めていくということを進めないと、バリアフリーについては、いつまでたっても、それを待つということになってしまうので、この段階で、ぜひ、バリアフリーを実現するというについては、計画の中で盛り込んでいきたいということを考えております。

2点目、町会の役職に関してですが、この役職をどう選任するかということについては、あくまでも町会の意思で決定をすることかなというふうに思いますので、それに対して、こちらで、今、私の立場からいい、悪いということは申し上げられないかなというふうに考えます。

○岩田委員 いや、あなたの立場じゃなくてもいいですよ。あなた個人の立場じゃなくても。区として、お金をあげるほうともらうほう、そして、開発する側、どうですかね、これ。開発する側が日本テレビで、お金をもらう側も日本テレビで、そして、区もその開発に前のめりで、みんな、やろう、やろうの人たちばかりじゃないですか。問題じゃないですか、これ。そこを聞いているんですよ。

それで、またちょっと口うるさいかもしれないけど、冒頭に小枝委員が言っていましたよ。どれだ、ちょっと待ってくださいね。高さ制限を、これ、マスコミに書かれていたことです。高さ制限を外し、容積率を緩和するなどして進む再開発計画が千代田区には幾つもあり、嶋崎容疑者の関与が指摘される案件もある。ここまで書かれているんですよ。だったら、今までのように、我々は、こういうふうに手続としては問題ありません、粛々と進めてまいります。そういうようなやり方じゃなくて、もっと丁寧に、みんなに分かるように、明らかに、今までのことはすみませんでした、今までのような乱暴なやり方ではなくて、もっと丁寧なやり方をやります。反省して、そういうふうに言うぐらいが筋じゃないですか。おかしいと思いませんか、それ。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 その報道に関してについては、区としてはそういった関与については把握しておりませんし、手続については、適切に、また、区民の

方々にできる限り分かっていただくような形での説明ということは行っているという認識です。

○林委員長 ちょっと休憩します。

午後2時44分休憩

午後2時51分再開

○林委員長 再開します。

岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 はい。先ほど答弁で、バリアフリー、できるところからやるという話でしたけども、でも、できていないところもあるじゃないですか、永田町のさっき言ったところ、穴がずっと開いたままじゃないですか。あれだって、できるところからやるって、できるところからやって、それが何年もずっと開きっ放しですよ。また同じようなことをやるんですかという話になっちゃいますよ。

で、その意見書の話ね。意見書の中身を見ると、かなり勘違いされている方も多くいらっしゃるようです。こんなこと、聞いていないよというような話を書いて、それが実現するんじゃないかと夢を描いて、そういうふうに出している方もいらっしゃる。何か話によりますと、日本テレビさんの3人の方が、あるマンションに日本テレビの計画の説明に行ったと。そこで、何、この80メートルの計画を許してもらえれば、地下からのエレベーターは一般の方も使えるけども、60メートルだったら使えなくなるよって、そういう脅しのような、そんな説明もあったというふうに聞いていますが、そういうのというのも、これも意見書に反映されているんですかね。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 前段のバリアフリーの件に関しては、この二番町の件に関しては、今回の開発の機を捉えて、地域貢献として、バリアフリーを実現するという機会があるタイミングなので、このタイミングを生かした形でできるところから実施をしていくというところが、バリアフリーの方向性としては望ましいのではないかとこのように考えていると述べた次第です。

○岩田委員 分からないじゃん。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 後段についてですけれども、日本テレビがどういった説明をしているかということについて、申し訳ありません、こちらは、詳細は把握していないんですけれども、これまで、60メートルでは、地域貢献については実現が難しいと。先ほど意見書の内容のところでもお伝えをしましたが、そういった見解については述べているところですので、その事実をおっしゃっていたのかなというふうに考えます。

○岩田委員 でも、その日本テレビの案に対して、区が、じゃあ、それで行きましょうと言っているんだから、こういうおかしい説明をしているみたいな、そういうのはちょっといかがなものかと考えるべきが普通じゃないですか。そこはどう考えているんですか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 ちょっとどこがおかしいかというのが把握できなかったんですけれども。

○岩田委員 ああ、じゃあ、意味……

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 今回の計画自体は、これまでの経緯でもご説明しているとおり、専門家会議での方針が示されて、再検討を区が日テレに対して促した結果、それに沿った計画案が出てきたと。それを専門家会議でも確認をしていただいたことを踏

まえて、手続を進めております。

○岩田委員 じゃあ、区に対して、日本テレビの説明は、80メートルを許してくれたらば、一般の人もエスカレーターを使えるようにするけど、60メートルだったら使えないようにするよというような説明はあったのか、なかったのか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 そういった観点ではなく、あくまで今回の計画であれば、バリアフリー、地域貢献も、広場の整備を含めて、実現ができるという説明を受けております。

○岩田委員 だとしたら問題ですよ、これ。条件をつけて、80メートルを許してくれたら、こういうふうにしてあげられるけども、そうじゃなかったら、やらないよと。これ、地域貢献じゃないですよ、これ。ビジネスですよ。交換条件で。だったら、ちゃんと日本テレビと区で交渉しなきゃ駄目じゃないですか。ここまでやってくださいよと。じゃあ、うちはこれぐらいの高さまでいいですよ、ここまでやってくださいよというやり取りがあっただけなのに、80メートル、はい、オーケーって、それはおかしいですよ。そういうやり取りなんか、なぜしないのか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 様々な検討があった中で、専門家会議としても、60メートルのまち並みに配慮しつつ、高さ最高は80メートル以下でという方針が示されております。その方針に今回の案に関しては沿ったものであるということなので、それについて、区が専門家会議でも確認が取れた点をもって進めているということなので、それについて、おかしな点はないというふうに考えます。

○岩田委員 いや。そもそも80メートルだって、新宿通りに合わせているんですよ。新宿通りといえば、片側3車線なり、4車線なりあって、それに比べて、日本テレビ通りは片側1車線じゃないですか。あんな高いところに合わせて80メートル、それでよしとするというのはどうなんですか。80メートルが最高限度だから、じゃあ、80メートルねというのはおかしいですよ。ちゃんともうちょっと考えるべきじゃないですか。あんな狭い道路のところ、しかも、三方は一方通行ですよ。なのに、新宿通りに合わせた80メートルでもオーケーという、そういうところをどういうふう考えているのかなということですよ。それで専門——何、今まで話をしましたって。どんな話をしてきたんですか、これ。

その後、まだ続きますよ、そのイベントをやる云々の話だって、ちゃんと地元の意見を聞いて、合意が取れなかったら、これまたうるさいとか臭いとか、そういう話になりますよ。そういうのも考えないで、やろうというんですか、地域貢献なんていって。それはちゃんと合意を取るべきですよ。

○林委員長 まあ、ちょっと一旦休憩します。

午後2時56分休憩

午後2時57分再開

○林委員長 委員会を再開いたします。

担当課長。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 その、翹町大通りの高さ制限を参考にということなんですけれども、その一つの目安として、どこに置くかというところで、今回については、専門家会議の見解として、翹町大通りを見てはどうだろうといったご意見を頂いていると

ころです。

後段のイベントの件に関してですが、これについては、ご指摘のとおりかというふうに考えておりましたが、この計画が進んだ暁には、エリマネ施設による整備、活用ということが見込まれておりますが、エリマネ施設には、地域の方々も主体となって参画していただくという計画がございます。そのため、広場の活用方法については、地域の意向に沿ったものになるように、区としても、そこは確認をしてまいりたいというふうに考えております。

○林委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 いや、その80メートルも、専門家は所与のものじゃないと、前提じゃないと言っているじゃないですか。そして、今まで、答弁で、部長も課長も、マスタープランに逸脱していないから、だから、大方の同意は必要ないと、賛同は必要ないというふうに言っていますけども、高さ60メートルのまち並みの保身に極力努めるべきであるという点で一致しているわけですよ。それが80メートルになるんだから、逸脱しているじゃないですか。にもかかわらず、逸脱している場合には、何だ、地域貢献とかがあれば、地域の方の賛同が得られればいいよと言っているにもかかわらず、そもそも逸脱がないと。60メートルと80メートルで逸脱していないと。何でそう考えられるのかというのを、ちょっとその思考回路を教えてください。

○榊原勲町地域まちづくり担当課長 ただいまのご質問に関してですが、高さ60メートルに極力配慮をすべきであるということについては、専門家会議の——あ、都計審における議論の中で触れていただいた点を引用していただいたのかなというふうに思いますが、恐らく、その後、とはいえ、この地域の現状として、高齢者の方が増えている、若い世代、子育て世代が増えているということを考えると、この場所には広場の整備等といったことが望まれる状況にあるということについても触れられているかと思えます。その部分も加味していただいた上で、専門家会議の方針ということは示されておりますし、賛成、反対を含めて、様々なご意見を反映したものが、その専門家会議としての方針だというふうに整理をされているので、その点については尊重すべきだなというふうに考えている次第です。

都市マスとの整合性に関してですけれども、これについても、確かに専門家会議の中で整合するか、しないかといった議論はあって、そこについては、皆さんの意見が一致はしていない、考え方が分かれた部分がある状況だというふうに認識をしております。

○岩田委員 何だ、この都市計画審議会の、今年度の第1回のやつですよ。ここで、会長職務代理の方が、何点か挙げて、そのうちの2点目のところで、僕がさっき言ったのをおっしゃったわけですよ。地区計画で60メートルを規定していると。そして、マスタープランの策定の経緯を鑑みれば、高さ60メートルというまち並みの保身に極力努めるべきであるという点で一致しました。しかし、小さな子どもとかの世帯が増えたりしているんで、街区公園に相当するような広場の整備が望まれること、また、高齢者も多いため、地下鉄へのバリアフリー動線を改善することが望まれるとも確認されました。そうすると、地域課題解決のために、マスタープランの表現からの一定の逸脱がどのような条件の下に許容されるのか、あるいは、それは逸脱ではないと判断できるのかということが問題となり、この点については、なお、この部会の委員の中でも議論が必要だと考えられます。が、

少なくとも地域課題の解決が確実に見込まれ、かつ、地域の大方の賛同が得られる場合には、マスタープラン表現からの一定の逸脱も許容されることについては、委員の一致を見ましたと言っているんですよ。必要じゃないですか、大方の賛同が。どう見ても、賛同が必要ですよ。

それで、さっきの広場の話だって、広場で、やれ、バーベキューだ何だなんていったら、大方の賛同を得られていなかったら、当然、後でクレームになりますよという話をして、そうですねという話だったじゃないですか。だったら、こういうところで、ちゃんと賛同を得られるようにするべきですよ。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 大方の同意に関しては、あくまでも都市マスから逸脱をするかどうかというときに問われるものだというのが、こちらの意見で述べられている趣旨だというふうに考えます。区としては、都市マスから、今回の計画が都市マスタープランに逸脱しているというふうには考えておりませんが、専門家会議の中で、こういった逸脱している、していないに関して、そこに関しては意見が分かれていると。ただ、仮に逸脱をしているというふうになったとしても、地域の大方の賛同があれば、逸脱は許容されるというのは委員の総意として出された見解と、そういった整理がされております。

○岩田委員 じゃあ、逸脱したか、しないかというのは、何メートルから逸脱していると言えるんですか。20メートルですよ。20メートル。これをなぜ逸脱していないと言えるのか。何メートルから逸脱と言えるのか、教えてください。

○加島まちづくり担当部長 何メートルかということで、それは、我々、前回の昨年3月30日にご審議いただいた都市計画審議会での90メートル、これに関しましても、都市計画マスタープラン、これから逸脱しているというふうには思っていないといったようなのは、都市計画審議会の中でもご報告をさせていただいたところですので、今の岩田委員の何メートルということに関しての、じゃあ、何メートルですという答えは持ち合わせていないといったようなところですよ。

先ほどから出ている7月25日ですかね。これの都市計画審議会の議事録を読んでいらっしゃるんだと思うんですけども、会長職務代理は、一番最初に報告するときに、ちょっと読みますけれども、「これからご報告することは、全体の論旨については部会の委員で了承されていますが、個々の言い回しについては、細かい言い回しは私の個人的な見解も多少入っているのはご了承いただきたいと思います」ということで、その中で、先ほどからの逸脱といったようなのが話をされているといったようなところでございます。

どちらにしても、これ、都市計画審議会の中での議論になっておりますので、都市計画審議会の中で、ここで結論を出していただくという形になるのかなというふうに、今、我々は思っております。

○小枝委員 はい。関連。

○林委員長 結構、関連、長いですか。

○小枝委員 長くない。

○林委員長 長くない。

では、小枝委員。（発言する者あり）

○小枝委員 あ、そう。

ただいまのちょっと関連しますね。要するに、都市計画マスタープラン、これは、住民

も一生懸命勉強しているから、もうみんな知っていることなんだけれども、都市計画法の18条の2に、市町村の都市計画に関する基本方針という定めがあって、その4項に、市町村が定める都市計画は基本方針に即したものでなければならないと。そして、ついこの間、令和3年でしっけ、決めた。樋口区長になってから、決裁した都市計画マスタープラン、区民と一緒に考えたマスタープランに中層・中高層ということが書いてあって、これは社会通念上60メートルだ。じゃあ、60メートル、ここを区民は違法だと。1メートルたりともというふうには言っていないかもしれない。だけれども、20メートルでも、30メートルでもいいんだというんだったら、この法律は何なんだということになっちゃうので、すごく、まちづくり部長の言っていることというのは、もう法を無視しているんですよ。答弁になっていない、全く。それはちゃんと、（「すごいひどいね」と呼ぶ者あり）だって、それは日本語として、そうですよね。だって、基本方針というのは、都市計画マスタープラン、それも市町村、つまり、千代田区、千代田区の都市計画マスタープランに即してなければならないと、18条の2の4に書いてあって、それで、社会通念上、ほかの定めで、もう60だと書いてあるわけでしょう。それで、90メートルでもいいんですと言っちゃうまちづくり部長というのは、法律に即していないということになるというのは、小学生でも分かることだと思うんですよね。ちゃんと答弁を整理して、お願いします。

何で、そこで……

○前田景観・都市計画課長 本日のお配りをさせていただきます環境まちづくり部資料1の37ページ、こちらに都市計画マスタープラン、中層・中高層という記載のご回答がございます。今、これまでご議論いただいている中身につきましては、この議論の先に、専門家会議といったところでご議論いただいている内容かなというふうに認識をさせていただきます。記載にございますように、都市計画マスタープランの中では、地区別方針といたしまして、中層・中高層というものを位置づけてございます。この中の中段にも記載させていただいてございますが、中高層複合市街地においても、面的連鎖的に高い建物が建設されるということであればということで記載をさせていただいているところがございます。この地区全体が中層・中高層から逸脱するかどうか、そうしたところに念頭を置いて、私どもはご回答させていただいているといったところがございます。

○小枝委員 全然答弁になっていないと思うんですよね。その中層・中高層の概念から逸脱しているかどうか。専門家の先生が行政を救済しようと思って言ってくださったのは、住民の大方の合意が取れて、そして、地域課題を完璧に解決するような、そういう状況になったときには、80を最高限度としていいよということになった。だから、そこは中層・中高層の概念との整合性というのは厳しく問われているんですよ。なのに、大方の合意も要らないという、そして、90メートルだって法に則しているという、そういういいかげんな答弁でやるから、それって、結局は、力のあるところの関係と癒着してやっているんじゃないかというふうに言われて、非常にみんな気持ちが悪いわけ。気持ちをよくしてもらいたいわけですよ。

私は、これは、岩田さんもそうだと思うけれども、事業者も、住民も一致する決着点があると思っているんですよ。みんなもうその結論に至っているんですよ。バリアフリーにもなる、広場もできる、防災広場にもなる、そして、子どもたちの、ある面、森もできれ

ば、四番町まで入れたら、かなりいい道を挟んだ空間ができる。そこまでやっとたどり着いているにもかかわらず、区が何が何でも2,500の広場と、何が何でも高さ制限を突破しないと気が済まないというふうにしたことによって、結局は、時間を稼ぎ、もうとっくに終わっていることがこんなに長くかかって、みんなが混乱して、そして、こういう不信感を招いているということに関しては、今の答弁では、とって子どもに説明できる話じゃないと思いますよ。

自分たちで決めたことなんだから、区民と決めたことなんだから、区民の納得感の高いちゃんと考え方をまとめていかないと、そこは、私、ここにとって、すごく大事だと思うんですよ。前回言われていた地区計画の目的のところもそうです。目的とD地区との関連性というのもちぐはぐのまま。そういうことをこの意見書の中では出されているわけです。出されていることに関して、区が独善的にまた答弁、回答してしまうこと。それについては、ちゃんと18条の2との関連性については、もっと普通に人が分かる答弁を考え出してもらいたいということを1点。

まとめて、どうせ休憩になっちゃうと思うので……

○林委員長 ジャあ、トイレ休憩を入れたいなと思っただけで、続けますんで、大丈夫ですよ。

○小枝委員 あ、そうです。はい。ただ……

○林委員長 ここで休憩を取りますか。

いや、一応、じゃあ、答弁。

○加島まちづくり担当部長 都市マスとの関係については、先ほど担当課長がご説明したとおりです。

岩田委員言われた大方の同意、そういったご意見も7月25日の都市計画審議会で、専門家の方から言われているということも事実です。大方の同意が必要なんじゃないか、大方の賛同と言っていたんですかね、も必要なんじゃないかといったようなところ。それを、今もその記録が残っているわけですから、そういったことを踏まえて、都市計画審議会の中で、今回のこの17条の意見要旨、それを捉えて、どう解釈されるかというところに来ているといったようなところですので、そこら辺はご理解いただきたいなというふうに思っております。

○小枝委員 解釈の問題じゃない。もう解釈の問題じゃないんですよ。この意見書そのものについて言えば、この意見を出している人というのは、自分、それぞれの立場をもって必死で書いている人もいるわけ。一生懸命勉強して、一生懸命書いて出しているわけですよ。

ちょっと飛ぶけど、××、今まで、女子学院さんが出されてきたけれども、××さんのほうも出されてきている。出されてきているんですよ、その事実は、多分、行政のほうは把握していると思うんだけど、今回、50ページですか、49ページの中のどれが女子学院で、どれが、例えば、隣接住民でということが分からなくてもいいというふうにする行政、これは、ちょっと一つ先に飛んじったんだけど、それはおかしいんですよ。誰がどの立場で何を言っているかって、この間、岩佐さんもそう言われた。たしか春山さんもそういうふう言われた。そこのところは分からないと、みんなが出してきた意見がさっきの、いいですよ、事実異なることをばらまいた署名で10人出したって、もうい

いですよ。だけど、誰が出しているかの中身をちゃんと見ないと、前田さん、首を振ったけど、自分のことだと思ってくださいよ。自分のまちの自分のことだと思ってくださいよ。自分の住んでいるところで、書いた、その一言が、一生懸命書いたことが、通行人かもしれないし、もしかしたら開発当事者かもしれない人が書いたかもしれないというような、またそういうことと、誰が書こうが関係ないんです、中身だけ読んでくださいというやり方はないので。

私、先を急ぐんですけど、これ、さっき、全部で2,745通と言ったんですよ、総数が。これを見たくないという人は、どうしても見たくないという人は見なくていいですよ。私は絶対に見たいんですよ。なぜならば、とっても大事なことが書いてあるし、そして、数字は分類してほしいんですよ、335名の二番町の住民のうち、賛成の211名のうちの住民は何人で、そうじゃない人は何人で、反対の124名の内訳はどうなっているのか、知りたいんですよ。知らなかったら、判断なんかできないんです。知りたくないという人はいいけれども、知りたいという人にそれを知らせない権利は行政にはないですよ。サボタージュなんですよ。そういうことはサボタージュしていけないんです。やらなきゃいけないんですよ。そこの扱いについては、数が多いからということはあるかもしれないけれども、そのぐらい重大なことなので、ちゃんと、私、後で一個一個、何だったら聞きますけれども、その中身について、全部つまびらかにしていただきたい。

○林委員長 ここでじゃあ、休憩します。

午後3時15分休憩

午後3時37分再開

○林委員長 委員会を再開いたします。

まず、小枝委員。

○小枝委員 先ほどの発言の中で、あれ、ここは修正なんだから、具体的な名前を言っているの。どういうふうに言ったらいい。

○林委員長 うん、うん。大丈夫です。

○小枝委員 ××という学校名を述べた部分については、これは、何というんですか、削除、削除して……

○林委員長 撤回して訂正だよ。

○小枝委員 撤回して訂正ということでお願いします。

○林委員長 はい。かしこまりました。

では、答弁をお願いします。

○前田景観・都市計画課長 これまでも、担当課長を含め、ご答弁をさせていただいてございますが、17条、この手続等につきまして、都市計画審議会に上げるに当たって、意見書の要旨を取りまとめることといった、意見書の要旨と、を提出することということで、ご準備をさせていただいているところでございます。したがって、具体的に個人のこういった形のところが特定できるような形では、大変恐縮ですが、ご準備ができかねるといったところと、こうした形での要旨でおまとめしているといったところで、ご理解を賜りたいと存じます。

○小枝委員 恐らく、行政のほうは、こちらの席に立ったことがないから分からないんだと思うんですけども、九段南の再開発、この間、都計審で決めてしまいましたけれども、

今、こうした事件が起きて、いろんな方が私の部屋に来られるわけですね。そうすると、その中に、あそこにど真ん中に時計屋さんがあるけれどもとか、あの方はこう言っていたとか、それから、あそこに銀行があるけれども、あそこはどうも違うらしいとか、つまり、どこの方が何を言っているかということ、まず、少なくとも出されてきたものをちゃんと読まないと、その全容を知ることが、せっかくこちらに出してきた意思を知ることができないわけですね。そういうままの状態、私はいいとは言えません。そちらはそれを理解しようとしなさい。もう、この話というのは10回ぐらいうっているから、そういう平行線の状態のまま、これは法律論を越えているんですね。決める側の知る権利なんですよ。

法律の、それはもう繰り返しませんけれども、法律の中にこれも書かれている、都市計画法19条の2項で書かれているわけです。これは、都市計画審議会、ないしは、私たちは議決議会とする側として、誰が何を言っているか、どの立場の人が言っているかということは知らないで結論を出せというのは、それは無理な話です。無理な話を言っているということは、自覚していただきたい。そういう制度には、これはなっていないんです。無理です。

であれば、その期間、もし、今から私が情報公開をかけて、二番町、何人ですか、そういう別に出してくださいと言ったとしますね。そうすると、平気で2週間、3週間、そして、もう都市計画審議会が終わっちゃいますよ。それが作戦ですかというふうに思われちゃう。（発言する者あり）毎回、これをやってきています、そういう状況で。目を隠されて、何も見えない状況で、まあ、当て勘で賛成か、反対かやってくれとやられるわけです。そういう仕事の仕方を私たちに強要しないでいただきたい。

○前田景観・都市計画課長 重ねてになる部分もあるかもしれませんが、こういった意見書の取扱いにつきまして、改めて、こういった提出を頂いたものを、あらかじめ公開を前提にと、こういった形で頂いているものではないと認識をさせていただきます。こういったご意見があるかというところはもちろん真摯に受け止めて、それをこういった形で要旨としてきちんと取りまとめると。ここは、行政の責務として、必ず丁寧に行わなければならないと認識をさせていただきます。一方で、どこの誰がといった個人のことについて、この要旨といった中に整理しなければならないというふうな形で、いろいろご意見いただきますと、個人情報の観点から、私どもとしてはご準備ができかねるといったところをお話しさせていただいているところでございます。

○小枝委員 そこは答弁になっていない。だって、情報公開をすれば、ちゃんと個人情報をマスクして、分類して出してくるわけですから、現に、私、前回の90メートルのときには、私じゃないけど、見ましたよ、段ボール。（「あれは個人情報がない」と呼ぶ者あり）だから、それはできるのに、今はやりませんよということですよ。

そういう法律の最低限だけやればよいという仕事の仕方はおかしい。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そうすると、裁判をやったら、多分、学説が分かれるから、ぎりぎりなんだと思うんだけど、裁判をやったら、勝たないとは限らないぐらいの論点なんです。さっきのマスタープランの逸脱の話と同じなんです。

もう、ちょっと時間がもったいないので、そしたら、意見書のうち、住民は何通だったのかということをお答えしてください。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 前回の委員会でもお伝えをしたとおり、意見書の提出に当たって、提出者に求めているのは、都市計画案の種類、名称、あとは、氏名、住所、電話番号、そして、意見というところになっておりますので、その方が住民かどうかということについての属性の記載は求めておりません。そのため、住民の数が何名かということについて、その内訳を出すことはできないという状況です。

○林委員長 岩田委員。

○岩田委員 じゃあ、個人情報に当たらないように聞きます。この意見書の中で、二番町14の住所で出されたのは、何通ありますか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 そこについては、住所は一体的に出すことができないというような解釈をしておりますので……

○岩田委員 何で。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 今のだと、特定をするような形で、どこから……

○岩田委員 個人情報にはならないよ。個人情報にならないじゃないか、そんなの。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 ただ、どこから出されたかというのを明示した上で数をお答えするということなので、それに関して……

○岩田委員 ……の数だけじゃない、そんなの。

○林委員長 どうぞ、答弁を続けてください。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 はい。なので、先ほどお伝えをしたとおり、同一の住所から出された意見書のうち、数が多かった部分については、二番町の中で賛成、反対それぞれ何通だったかというのをお知らせした次第です。

○岩田委員 ちなみに、同一住所というのは、同じマンションだから同一と言っているわけじゃないですよ。枝番の最後の最後、号数まで一緒ということですか。

○林委員長 あそこ、だんだんぐっと個人情報特定になるんですが、番町というところ、何丁目ってないんで、せいぜい二つの5の幾つとかぐらいしか、3-1とか、うち、8-13とかないんでしょけども、答えれる範囲で、今の時点で。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 そうですね。あくまでマンションであればですけど、部屋番までというところで見ているわけではない数字というふうにご理解いただければと思います。

○岩田委員 それはおかしいわ。

○林委員長 岩田委員。

○岩田委員 あのですね、マンションで枝番まで、号数まで、何号室まで見ていないで、同一住所だから、賛成で65もありましたよ。殊さら、騒ぐのおかしくないですか。反対のほうがね。それで、賛成のほうは、54しか同一のがありませんでした。何で僕が二番町14と言っているかということ、二番町14は日本テレビの住所だからですよ。前の意見書のときみたいに、疑義あり、動員でもしたのかみたいなことがあると困るからですよ。しかも、逮捕者まで出てしまった、そういう自治体ですよ、ここは。怒られているんですよ、あなたたちは。分かっていますか。だったら、今までのようなやり方は、そういう強引なやり方はやめて、今後は丁寧に丁寧に皆様に広くちゃんと公平に公正に分かるように進めてまいりますというのが当たり前じゃないですか。にもかかわらず、何も属性は示しません、このままやります。どれだけ傲慢なんですか、あなたたちは。怒られているんで

すよ、今。どう考えているんですか、そこ。

○加島まちづくり担当部長 先ほどもちょっとお話がありましたけど、何に怒られているかというところを明確にさせていただかないと、（発言する者多数あり）事件に関しては、先ほどの区長も公表しているとおりの、真摯に受け止めなければいけないと。この二番町の要旨に関して、何か怒られていることがあるのか。そこが、ちょっと申し訳ありません、私、よく分かっていないので。

先ほど、一番最初に、担当課長がご説明したとおりの、事業者さんとしての住所が一つあって、そこからかなりの数が出ていたというところは、先ほど申し上げたとおりです。それがマンションから、1棟のマンションからずっとつながっているとか、そういうことではございませんので、我々が考えられるものに関しては、先ほど、一番最初に説明したとおりのことですので、そこはちょっとご理解していただいたほうがいいのかというふうに思います。

○岩田委員 何に怒っているか分からないって、どれだとぼけるんですか。疑義ありというようなマスコミ報道が前に出たじゃないですか。また同じようなことをやっているんじゃないのか。だったら、ちゃんと皆さんに公正に公平に分かるように、ちゃんと明らかにするべきでしょ。にもかかわらず、そのまま進めてまいりますというその態度に怒っているんですよ。違いますか。

○小枝委員 関連ね。すみません。関連。

○林委員長 関連。

小枝委員。

○小枝委員 答弁に全く誠実性がないんですよ、意見書の通数についてもね。（発言する者あり）二番町で335名だと、賛成が211名で、反対が124名だと言ったんだけど、それだったら、さっき、何だ、岩田さんが言ったような、何とかの二番町の14という特定をしなくても、それじゃあ、住民であるか、そんな住民票があるなんて言っていないですよ。住民の住所であるか、在勤者であるかというのは簡単に分かるわけですよ。そんな、普通に見れば、私、情報公開で見ているから。いや、何でそれで首がこうなるのかが分からない。いや、絶対分かるでしょう。

○岩田委員 会社の住所、分かるでしょうが。

○小枝委員 会社か、住民かというのは簡単に分かりますよ。それも説明しないと言うから、あまりにも不誠実。

つまり、行政が持っている情報というのは、区民の情報なんですよ。区民の情報であるところを区民の代表である議会に、そして、重大な都市計画を審議する都市計画審議会に示してくださいって、これだけ言っても、自分たちが抱えて見せませんと言うから、怪しいって、こうなっちゃうわけですよ。それは、非常に事業者さんにもご迷惑な話で、むしろ、つまびらかにしてくれれば、みんな、あ、そういう状況なのねということになると思うんですよ。何で秘密、秘密、何か嫌な言い方をすれば、ちょっとおまえらには教えませんと言っているように見えちゃうんですよ。一応、こう見えても、やっぱり住民代表。大事なこういったまちづくりをみんなが進めていかなきゃいけないときに、いい判断していかなきゃいけないときに、それじゃあ、判断できませんよ。分かりますか。在住、在勤の別、そして、その中に地権者がいるか、いないか、それだけは明らかにしてください。そ

れも明らかにしなかったら、もう本当におかしいということになりますよ。

○前田景観・都市計画課長 ちょっと具体的ご答弁の前に、改めてお話をさせていただきます。

私ども先ほど来個人情報というところで、どこの誰がといったところで、先ほどから小枝委員、岩田委員、様々ご意見を頂戴してございます。私どもとしても、こういった状況であるからこそ、情報を丁寧に管理しているというふうに考えてございます。区民の情報だからこそ、丁寧に取り扱わなければならないという認識を持ってございます。なので、今回の要旨といった中で、いかにこういったご意見を頂いた方の情報を守りながら、一方で、お示しするところはお示ししながらといったところに対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○小枝委員 数字に個人情報は含まれない。

○林委員長 続いて、ある。いいですか。（発言する者あり）住民と区分け。

休憩します。

午後3時50分休憩

午後3時51分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

担当課長。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 意見書の内訳に関してのご意見いただきましたが、以前、都市計画法の取扱いについて、委員限りでQAのほうを配付させていただきましたが、住民というふうに位置づけたものに関しては、住民票を置いているかどうかということに問わず、生活の本拠がどこかということについて見るべきだというような見解が示されていまして。そのため、住民というところで、この方が住民かどうかということに関しては明確な特定が難しいということを考えております。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 住民票があるかないかなんて聞いていないんですよ。住民というカテゴリーと在勤者というカテゴリーと地権者というカテゴリー、そのぐらいは数字として出せるでしょうということ。何の問題もないじゃない。さらに、議会だってそうですよ。いや、これ、住民の陳情だったら、ちゃんと受けましょとか、あるいは、在勤者だったらちょっと違うとか。でも、そのときに、別に住民票を調べに行くようなことはしないです。そういう意味で、定義がどうこうなんていうこまっさい話ではなくて、住民だろうという、住民として出している人は住民、会社員として出している人は会社員、それで、地権者として出している方は地権者、そういうふうにすれば、全然すっきりするじゃないですか。こんな335名で大論争している場合じゃなくて、すぐもっと次に皆さん質問したいと言っているんで、数えてないのか。見てもないのか。そこは、今日が駄目なら、次回でもちゃんと出していただきたい。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 法16条の手續にしましては、地権者が対象というふうに位置づけておりますので、こちらでも意見書を受け付けた後、この方が地権者かどうかということに関しては、登記簿を基に確認をしているという実態がでございます。対して、17条については、先ほど提出の際に求めている項目についてお伝えをいたしましたが、在住、在勤、また、在学等の属性については記載をお願いしているところではござ

いません。そのため、各意見書の属性が、この方は住民である、この方は在住の方であるというのは、こちらで、何でしょう、判断しながら分けができるというものではないというふうに考えております。

○小枝委員 いや、おかしいよ。

学生だったら、あのエリアの学生が、私はここの学生ですと言って、もし、二番町の学校の学生ですと言って出したら、あ、これは学生なんだと書かなくて分かるじゃないですか。在勤者だったら、どこ、どこの二番町の会社の社員ですと書いてあるから、分かるじゃないですか。私、90メートルのときに、何度も言いますが、見ているので、結構、具体的に分かるんですよ。だから、見せてくれれば、私でもできるぐらい。だから、見せないと言うは、数えないと言うは、知らせないと言うは、それは、何というか、隠蔽体質というふうに言われちゃうんだよね、

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 どこで誰が分類をするかにせよ、そういった私は勤務をしていますとか、学生としてこう思いますというような記載がないものも、意見書の中には数多く含まれているので、では、それを私だったら分かるのでというふうに、恣意的に分類をするのは望ましくないと。あくまで、それもそうですし、やはり数ではないというのはこれまで重ねて申し上げていますが、中身として、意見書に何が書かれていたかということについて、本日、要旨をお配りしておりますが、そちらの内容をまずしっかり確認をいただきたいというふうに思っております。

○林委員長 じゃあ、どうしましょうかね。あんまり……

○小枝委員 建設的に言います。

○林委員長 建設的に。

○小枝委員 でしたら、もう自分の持てる力としては情報公開にかけますので、情報公開が終わるまでは、責任を持った判断ができないと思いますので、日程が初めにありきで、粛々と都市計画審議会で賛成か、反対かということはやめてください。それは、みんな思っていると思います。あそこであんなに賛否を取られるのは、みんな嫌なんですよ。おまえは賛成か、おまえは反対か。そうじゃない。議会とか、みんなで話し合って、成熟したものを都市計画審議会に出してくるというのが、これは当たり前、全国どこでも当り前の都市計画審議会。それを何か揺さぶりをかけるようにして、あなたは賛成か、あなたは反対かと言われて、1票もぎ取りみたいなことをやるのは嫌なんですよ。私は、情報公開をかけますから、それが出てくるまで、都市計画審議会の審議ということはやめていただきたい。申し入れます。（拍手あり）

○林委員長 別に……

○桜井委員 関連。

○春山副委員長 私も関連。

○林委員長 関連。どちらからにするかな。

桜井さん。桜井委員、大変失礼しました。

○桜井委員 はい。桜井です。

今の小枝委員からの、都市計画審議会に、当委員会からのまとめを都市計画審議会にご報告するに当たって、審議が十分でないという、そういうことですよ。

○小枝委員 判断する資料がない。

○桜井委員 ないから、だから、判断できないんじゃないかということは、十分じゃないという、そういうことだね。

都市計画審議会と当委員会との関係だとか、そこら辺のところの、執行機関にもちょっと確認をして、私の意見も言わせていただきたいと思っておりますけども。

議論が十分でないというその意見に対して、前回のときにも、委員からは、2月8日の都市計画審議会は十分でないから、先延ばしをすべきではないかという発言がありました。そのときも、事務局、この都市計画審議会の事務局から、審議会自体が区長の諮問機関だということもあって、先送りすることはできませんと、行いますということで案内ももらった。そういうことがありました。私は、この件についての審議については、十分に質疑は尽くされているというふうに思っておりますので、これは予定どおり粛々と行われるべきだという考えを持っています。

今後、当委員会から、もう2月8日に都市計画審議会があります。今は、もう17条の縦覧も終わって、それで、その要旨も今日説明も頂いて、前回のときにも説明を頂いた。いよいよ都市計画審議会の判断をするという、そういう、今、大切なときに来ているわけですよね。そういう中において、今後この委員会の意見を取りまとめて、それで、恐らく都市計画審議会の事務局のほうに、委員会としてはこうでしたよということを取りまとめる場面というのが今後の中で出てくるんだろうと思うんです。で、その中で、今、小枝委員から十分じゃないというご意見があった。私は十分に議論は尽くされているという、そういう、また一方の判断としての意見をここで言わせていただく。

それと、16条、17条を経て、様々な意見がありました。この委員会でも報告を頂いて、それで、委員会の中でも、賛成として早く事業を進めてほしいと。前回の委員会の中で確認をしました。というものがあれば、案に対して反対だという意見もありました。で、これは、こういう、青山先生なんかもおっしゃっていましたが、都市決定、地区計画、この地域のことを決めるときに、賛成もあれば、反対もあっていいんだよ。みんなでこの地域を一緒になって考えていこうよという、そんなようなことを教えていただいたときがございましたけども、そういう意見としては、双方の意見があるんだと、あったんだということ、双方の意見があったんだということ、これは大切なことだと思うんです。

それと、前回の委員会の中で、17条の意見書について説明があって、総じて、賛成が反対を上回った結果だということも今日も報告を受けました。また、その要旨についても報告を受けたという事実がありました。今、るる3点について、これから恐らく委員長の下で、正副委員長の下で取りまとめていただけるということになるんだと思いますけども、その前に、今、小枝委員からの十分、不十分というような話がありましたので、そのところについては、執行機関に確認をしておきたい、確認を。今まで長い時間をかけて、この二番町地区の地区計画、この計画、再開発についての計画を行ってきたわけですから、このことについての、最後の、そういう都市計画審議会に諮る前の段階として、今、私、るるお話をさせていただいた案件について、事項について、執行機関として、どのように理解をしているのか、お答えください。

○林委員長 どなた。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 今回の計画に関しては、始まりについては、地域の中でどういった課題があるかということが議論をされ、では、その課題解決のためにどう

いったことが——どういう方法が考えられるのかということから検討が始まったというふうに認識をしています。広い広場が足りないですとか、地域のバリアフリーが解決ができていないと。そういったものについては、長年、地域の中で望まれてきたというものであるというふうに考えております。今回、そういったものを開発の機を捉えて、課題解決に向けて動けるというところに関して、長く検討してきた結果、その背景として、どういったことがあったかということについては、昨年3月30日の都市計画審議会、一旦、採決見送りということになりましたが、その後、専門家会議の方々のご意見を踏まえつつ、しっかり検討結果としては、その方針に沿ったものとして整理ができたという考えの下、区としては、都市計画手続を進めてまいりました。そういった意味では、しっかりと議論を重ねながら、ここに至ったというふうに考えております。

○桜井委員 最後のところで、一番大切なところですよ。十分に質疑が行われて、この件についての議論が行われたということと執行機関としては理解をしているということを経済に述べられました。ここは、とても大切なところなので。

それと、もう一つ、最後に確認をしますけれども、重ねてになりますけれども、議論をするに当たっては、やっぱり賛成の方もいれば、反対の方もいらしたんだということ、恐らく、今後の中で結果がどうあるにしても、反対または賛成、どちらの結果になっても、尊重しながら、いろいろと計画をつくっていくということは、当然、求められてくるんだろうと思います。現時点では、そういうことで、双方の意見があったんだと。ここのところはとても大切なところで、変に取りまとめるということじゃなくて、やっぱり双方にあったんだということで、都市計画審議会にはもう送るということはとても大切なことだと思うんですが、いかがですか。

○加島まちづくり担当部長 今、桜井委員言われたように、賛成の方、反対の方、陳情でもそうです。反対の陳情ももちろんありますし、逆に、進めてくれと言っている陳情もこの中にはあるといったのは、事実でございます。

本日お示しした17条の意見の要旨に関しましても、やはり賛成、反対、また、当委員会の委員さんの中でもいろいろと考え方があってのだろうなというふうに思っております。当委員会で、今まで二番町のことでも議論してきた中で大切だったところというのは、10月13日の委員会から12月1日の委員会にかけて、開かれなかったところを踏まえ、16条の手続を行ったよねと、当委員会に報告なしでと。そこは真摯に私も受け止めて、今後ということでも説明させていただいたとおりでございます。その後、12月6日をはじめとして、12月も何回か資料も提出させていただきながら、何回かこの質疑もあり、足りない資料も加えさせていただいて、区としては説明もさせていただいたと。12月18日の都市計画審議会の中でも、お名前はあれですけども、当委員会の委員の方から学経の方にもご質問があり、その中から回答があったり、また、その件に関しても、25日だったと思うんですけども、当委員会でもやり取りをさせていただいたといった形ですので、我々としては、丁寧に16条——まあ、12月の委員会が始まった以降、説明させてきていただいたつもりでございます。それを踏まえて、17条の手続を行ってきたといったようなところでございます。

小枝委員言われるものに関しては、先ほどから担当課長が申しているように、利害関係だとか、住民だとか、そういったもの、17条に関しては、もう意見という形なので、そ

この区別することは我々はするつもりはないと。それを踏まえまして、先ほどから出ているように、大方の同意だとか、賛同だとか、そういったところの審議を都市計画審議会で結論を出していただく時期になっているといったようなところですので、我々としては、前回ご説明したように、2月8日の都市計画審議会にこの要旨をもってお諮りをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○桜井委員 はい。ありがとうございました。

○林委員長 春山副委員長。

○春山副委員長 関連。

前回の委員会で質疑をさせていただいてご回答いただいた中で、3月30日の都市計画審議会で見送りになった地区計画案に対して、今回、17条、賛成の意見が大幅に増えたという意味では、もちろん反対のご意見の方もまだまだいらっしゃると思うんですけれども、区の提案する都市計画案に対する多くの人の理解が進んだのではないのかというふうに考えています。

その中で、今回のこの17条の意見書の要旨というののももちろん賛成、反対の数ではないと思うんですけれども、とても大事なことは、重要な意見を区としてきちんと把握して、理解して、それを反映していくということがとても一番大事なことだと思います。それは、大多数の大きな声だけでなく、少数意見も含めて、きちんと頂いた意見を、賛成の中からも、反対の中からも把握していくというのが執行機関にとって一番大事なことだと思うんですけれども、そういった意味で、今回の意見書の要旨はここに出されて、私も、全部何回も読んでいますけれども、区として、大事な意見だというふうに認識しているものについて、それは複数あると思うんですけれども、お答えいただけますか。

○加島まちづくり担当部長 賛成、反対のご意見、賛成の方は進めていってほしいというご意見、反対の方は広場そのものが要らないといったところもありますし、広場の運営に関しての反対といったようなご意見もあるのかなといったようなところでございます。また、賛成の方に関しましても、やはり広場の利用だとか、そこら辺はご意見があったと。要するに、音の問題だとか、やはりにぎやかなのを毎回、毎回続けるのはどうだとかというところのご意見もあったかなというふうに思っております。

今回、我々が今進めているのは、都市計画の手続ということなので、あそこの二番町の地区計画のD-1、D-2地区のところを都市計画の網をかけるという形なので、今後、その網の中で、事業者さんがどういった形の整備をしていくかといったところが大事になってくるかなというふうに思っています。いわゆる、建物の整備ももちろんそうですけれども、その後の使い勝手ですね、エリアマネジメントのご意見も、反対の方々からのご意見ございました。今後の使い方だとか、意見を言えるのかとかといったようなところもございましたので、そういったご意見、さらに詳細を進めていく中での発展的なご意見に関しては、事業者さんのほうにもちゃんとしっかりと伝えながら、地域の声を生かしていただくような整備をしていただくことが一番大事なかなというふうに考えております。

○春山副委員長 おっしゃられる——ありがとうございます。賛成の意見の中にも、反対の意見の中にも、住環境、住んでいる人たちの環境をきちんと考えてほしいという意見、これは住んでいる区民、住民の方々の率直な意見だと思うので、これをきちんと区として捉えて、反映していくようにしていただきたいと思います。

その中で、もう一点目、反対のご意見の中に、番町中央通りの一部双方向化に関する事項という項目がありまして、その一部双方向化に反対、この住宅地に対しての車両動線が、車両の流入が増えていくことに対する懸念というご意見が幾つか見られます。この番町中央通りの双方向化は、本当に慎重にすべきだと思います。今後の道路と人、千代田区は人中心のまちづくりというのを標語に掲げていく中、この双方向化することということが、道路行政においての影響しているケースになると思うので、この人優先な考え方にとって、車の通行を抑制していくような事業としてどうあるべきかをきちんと議論していく必要があるのではないかと思います。その点について、どうお考えですか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 一部双方向化に関しましては、今回の計画に伴って、車両の交通量が増えない、著しく増えない、地域の過度な負担にはならないということは確認されておりますが、それと併せて、住宅地に車の流れが向かわないような配慮ということを考えて末の計画となっております。

今後、この双方向化について検討していくに当たっては、そこの地域交通のことに關して、警察との協議であったり、指導を受けながら、かつ、区の考え方として、今後のこの地域の在り方を踏まえて、どういった整備をしていくかということについては検討してまいりたいというふうに考えております。

○前田景観・都市計画課長 すみません。少し全体的なところを補足して、私のほうからもうご答弁させていただきます。

副委員長おっしゃっていただいたとおり、人中心のまちづくりといったところで、現在、ウォークアブルであるとか、私どもの所管のほうでも駐車場計画ということで、適正配置に駐車場の量と、駐車、交通、そういったところを考えた上での動きについて、研究を深め、取り組んでいるところでございます。こういった個々の取組と併せて、私どもの所管のほうも連携して、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○林委員長 はやお委員。

○はやお委員 まず、私も、やっぱり理系なもんですから、先ほどの意見のところについて、今、法律的にはそこは必要ないと言いながらも、何で必要か、計量的、そして、また、属性を僕は把握する必要があると思っています。それは何かというと、一つは、これだけ問題になっていることが明らかにする必要があるということなんです。できないならできないということを、これ、機関の中で確認していくしかないんですが、それならばということで、まず、執行機関が言っていました、あくまでも意見書は質的な問題だと。先ほども副委員長の質問の中に、結局はどういうところが課題になるのかといったときに、先ほど言った広場相当が必要とか、減らすべきだとか、そんな高さがあつたら必要ないという意見が出ていると。この辺の意見に対して、どのように今回の都市計画審議会に執行機関として説明するのか、お答えいただきたい。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 広場のことに関しまして、確かに反対意見ございました。また、賛成意見としても、広い広場が必要だということについては、ご意見を頂いているところです。

専門家会議の中でも、最終的には、2,500平米相当の広場が必要であるという、この点に関しては維持をすべきだというふうにお話を頂きました。（発言する者あり）背景といたしまして、やはり、この番町地域、人口が増えている中で、子育て世代も非常に多

いと。対して、このエリア近隣には、街区公園規模の広場が不足をしているということは、背景として、データをもってお示しをしたというところもございます。そのため、今の現状、この地区が置かれている現状を踏まえると、やはりこの2,500平米、街区公園規模の広場が必要であるということが計画に反映されている旨を説明したいと、そのように考えております。

○はやお委員 必ず、こういう話になると、言った、言わないなんですよ。何でこういう話になるのかなといつも思うのは、また私は理系だというわけじゃないけど、証明問題をやるんですね、理系のほうは。そのときに、定義、定理は何かということの中から証明をしていく。つまり、よりどころとして、戻るものがなくちゃ駄目なんですよ。で、よりどころは何ですかと確認をしたら、基本計画であると。基本計画とは何ですかといたら、都市マスタープランだとお答えしましたよね。そのことに間違いがあるのか、ないのか、お答えいただきたい。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 これまでご説明したとおり、都市マスタープランについても、基本計画の該当するものというふうに考えます。

○はやお委員 そうなんですよ。でも、私が言ったのは、これ、意見ではないですよ。これは今までの経験値からです。外神田一丁目計画でも、基本構想というのをまとめて、地域のオーソライズを取るんですよ。つまり、今回は、都市マスタープランはそれなりにやっていますよ。だけど、地域の合意を取っていないんですよ。そのことについては、どう思うのか。都市マスタープランでいいと考えている。そのことについて、明快に分かりやすく答弁いただきたい。

○林委員長 休憩。休憩します。

午後4時16分休憩

午後4時18分再開

○林委員長 委員会を再開いたします。

担当課長。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 お時間いただき、失礼いたしました。

ちょっと趣旨と異なっていたら大変申し訳ないんですけども、都市マスとの整合性ということに関しては、これまでどおり、区としては整合しているという考え方の下、この計画の進められているというところでございます。また、広場については、国のほうで示されている基準というのもあり、それに合致するような形で、2,500平米規模の広場、こちらが担保されるような計画をこれまで考えてきたと、そういった経緯がございます。

○林委員長 はやお委員。

○はやお委員 なぜかといったら、ここのところ、地域合意、沿道協議会なりなんりのところで、ある程度の整理をされていなければ、必ず戻るところが出てくるんですよ。それで、都市マスを振り回しても無理なんですよ。

悪い、課長が言ったところ、僕は全部読みましたよ。戦略的先導地域という、この都市マスを読みましたよ。どこかなって、番町一帯の地域は何と書いてあるか、すみませんね、ちょっと老眼なもんですから、これ、外します。落ち着いたある住宅として、まち並みを基本とし、長く安心して暮らし続けられる生活支援機能を充実と書いてあるんですよ。そ

れと、あと、もう一つ、地区計画方針というのが、123ページに書いてあるんです。それはあれですよ、課長が言ったから、僕、読んでいますよ。そして、こう書いてある、中高層の複合市街地として、だから、市街地は入っていますよ。でも、空地の創出、敷地や建物の緑化を進め、ゆとりと潤いのある良好な住環境づくりを進めますと書いてあるんですよ。

そして、今ある都市計画図書、僕は何度も読んでいますよ。だけど、もう悪いけど、駄々っ子のように、答弁がかみ合わないんですよ。僕、やだ、やだ、やだと言って、やるんだ、やるんだとしか言っていないで、ここのところを返してくれないんですよ。ここに書いてありますよ。読みますよ。地区計画の目標、建築物の高さの最高限度、用途、形態意匠を制限することで、中高層の落ち着いたまち並みと良好な住環境の維持、保全を図ると書いてあるんですよ。どこに超高層がいいと書いてあるんですかと、私は都市計画審議会で質問したんですよ。そんなことを私にさせないでほしいんですよ。何かといったら、あなた方が責任を持って、都市計画審議会にこれで全てが精査されましたというのを持っていくんですよ。それを、結局は私にそれを質問させて、こともあろうに、座長から怒られましたよ、話を短くしてくださいって。

私は、悪いけど、命がけで質問しています。何かといったら、どっちの味方をするんじゃないんです。中を取って、どうにかしよう。この前も言ったように、日テレさんの700の容積は維持しつつ、悩んで、苦労して、そして、どうやって地域合意をやるかということをしてくれという話をしました。だけど、やはり、これは企画提案だから変えられませんか。それじゃあ、逆に言うと、×××のけんかになっちゃっているんですよ、どこかの地域の街路樹みたいな話で。だから、いつまでたっても平行線なんですよ。どこで折り合いがつくか、これが政治であって、妥協するところはやっていかなきゃいけないんですよ。

何を言いたいかということ、私は全て確認に基づいて言っているんですよ。それで、何を言っているかということ、そういう目標は、私、読めません。国語力がありませんと、そこまで皮肉を言ったんですよ。そうしたら、何を××××がお答えした、これも前回言いましたよ。こう言いました。難しいですよ。目標を変えずに、80メートルが許されるのかについては、今の目標の表現をしっかりと読み込んで、この表現でそういうものが読めるかどうかをきちんとやらないといけないので、今、ここでそれができるかということは、私も判断できませんが、現行の目標のままで読めるという可能性は、私はないことはないと思っています。読んではないけれども、読めるんじゃないんですか。ないとはない。でも、必ずないとは言い切っていないんですよ。

そういう状況の中で、都市計画審議会に出して、我々に議決を迫れるんですか。どうやって私たちは判断するんですかということ、何度も言っているわけですよ。それをどういうふうに考えて、ここの言葉といったら、ひどい言い方をしたら、学経の先生たちは正確には読んでいないんですよ。しっかりと読み込んで、この表現で、そういうものを読めるかどうかをきちんとやらないといけないのでと言っているんですよ。だったら、やったのかどうかを都市計画審議会での次のときに確認するのが、あなた方の役割なんですよ。それについてはどうか、お答えいただきたい。

○榊原 穂町地域まちづくり担当課長 現行の地区計画の目標の表記、都計審の先生の見解

についても、今、ご説明を頂きましたが、区としては、今回の計画がこの地区計画の目標に合致するものとして、当然読めるという認識に立っております。（発言する者あり）中層・中高層に関しての解釈については、先ほど都市マスとの関連で、面的に今回であれば60メートルを超えるということがなければ、都市マスとも乖離するものではないというふうにご説明をさせていただきましたが、地区計画の目標の中でも、住宅を中心とした商業業務施設が共存する緑に包まれた良好な市街地を形成するための目標を設定するという記載がございます。今回の計画では、緑について、非常に多く計画内に配置をしつつ、歩道状空地についても幅広く確保することで、地域の方々、この周辺、非常に快適に歩行できるような環境というのが整えられるものになるというふうに認識をしております。駅のバリアフリーの空間についても同様の考え方です。そういった意味で、中層・中高層の解釈というのはご指摘いただいておりますが、区としての見解は、今申し上げたとおりであり、それ以外の文章をしっかりと読んでいただくと、非常に今回の計画と合致するものであると、そのように考えております。（発言する者多数あり）

○はやお委員 それは執行機関の考えでしょう。それは、都市計画審議会は、あくまでも学経の専門性のことについて確認をしたのかということなんですよ。まだ何を言うかというところ、ここなんですよ、これだけ目標についても、私も、素人でも、この目標が中高層というふうに限定されているとしか読めないんですよ。だったら、目標を変えるべきなんです。でも、変えてもいいと言っているんですから。でも、そこでこう言っているんですね、もう一度、ここを読みますよ、何度も何度も、同じことだと言っているけども。そのところ、分かってもらいたいから言うんですよ。もう一つ、目標を変更するとなると、これはもう大方の了解で、私が、これ、学経の先生で、この80メートル案を取りまとめた人ですよ、大方の了解で、私が前に言った話ですが、必要なのではないかとことを勘案して——ごめんなさい、前、私が言った話ですが、必要なのではないかとことに関して言うと、要は、大方の了解が必要だというのは、私が前に説明したのは、マスタープランにやはり書いてあることからみ出しているというのであれば、大方の了解はどうしても要するというロジックですと書いてある。それで、ですから言いながら、言っていますよ。読みますよ。やっぱり学経の先生って、非常に言葉のあれがうっかり聞いていると変更して取っちゃうんですよ。ですから、目標を変えること自体、むしろ地区計画そのものを変えることですから、変えることがマスタープランに反するというか、逸脱するかどうかの問題でして、目標を変える、変えること、すなわち、大方の了解がいきなり必要だという話には必ずしもならない。それは言っています。80メートルがマスタープランをみ出しているかどうかは、前から、だから、前から大方が必要で、前から言っていますけれども、個人的な見解がいろいろあって、学識のいろんな見解があるわけですよ。あって、はみ出していると思っている人もおられるし、何とか読めると区のほうはおっしゃっているとっているんです。

こういう状態なのに、だから、今、最初のうちは読めるんじゃないかと自分で言っているけど、やっぱり区が言っているんですよというふうに話が変わっちゃっているんですよ、はっきり言って。だから、この状態の中で、我々に議案を要求されて、マル・バツをつけてくれ、それも、都市計画審議会に出すということについて、いかがなものかということをおっしゃっているんですよ。このことについては、どう考えるか。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 今、学識経験者のご意見について読み上げていただいた点に関して、前段については、地区計画の目標に関するご意見だったというふうに認識をしております。後段の都市マスとの整合性の部分については、先ほど答弁の中でもございましたが、やはり都市マスとの逸脱するかどうかということに関して、学識経験者の中で意見が分かれている部分というのは、ご指摘の点のとおりかなというふうに考えております。そういった意味で、都市マスに逸脱するのか、整合するのか、また、逸脱を仮にしているのであれば、大方の同意が今のこの意見書の状況からあったとみなせるかどうか、それらに関しては、都市計画審議会の委員の方々に、今回の内容に基づいてご判断を頂くべき箇所というふうに思っております。

○はやお委員 それで、いや、今、いろいろ、私は、何でまた広場のことも必要なのか、必要ではないのか、これは、もう一度、沿道の方、地域の方に確認するべきですよ。それは何かというと、今回の700%の容積率の大きなファクターは、総合設計だったら500%、そうじゃなくて、この再地区でやるときの200%、何にオンしていたかということ、広場相当なんですよ。だったら、この相関する、この床を与えるといったところに、みんなに確認する必要がある。この土地は間違いなく日テレのものなんですよ。けども、再地区をかけるといったら、地域の問題になるんですよ。そこのところについて、もう一度、確認をしたらどうかと言ったんだけど、それについては、もう一度、やる気があるのか、ないのか、お答えいただきたい。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 こちらについて、今回の案については、昨年の3月30日の都市計画審議会以降の経緯でもご説明したとおり、様々な経緯を経て、この案ならば、区としては、地域課題の解決に向けた解決策になるだろうという考え方から、広場の広さに関しても定めたものになっております。なので、今回については、この2,500平米規模の広場を持ったこのプランこそが最善の案であるという考え方を持っておりますので、この案について、認めていただけるかどうか、そういった判断を頂きたい、そのように考えております。

○はやお委員 これで、私も、またこうやって開発のことをやるから、知識が増えてきてしょうがないんですよ。外神田一丁目の計画でも言われましたよ。1.2倍の建築費になる。そしたら、どうやって圧縮しようか。そしたら、階高を下げます。何で、そんなことをやったら大変、でも、天高は抑えられます。つまり、何かといったら、高さを抑える方法がいろいろあるということを知ったわけですよ。じゃあ、そういう努力はするのか、どうなのか、そこを執行機関が確認しないで、誰が確認するんですか。

それで、例えば、2,500平米を2,000平米にして、そこまで計算しましたよ。そしたら、700%キープできることも分かったんですから。そして、また、私は別にやくざみたいなことを言うつもりはありませんよ。四番町に、もう有価証券報告書なんかでも300億も土地を買っているわけですよ。普通に考えて、僕は、ビジネスベースで考えたら、僕が日テレの立場だったら、そこも700%にしてもらいたいですよ。だったら、このところは、半歩譲って、みんなが三方一両損でなく、三方一両得という話もありましたけれども、ここの中で、みんながウィン・ウィンになるようにしむけることが執行機関の役割じゃないんですかと、何度も言っているんですよ。こうやって地域を分断しているのは、悪いけど、あなた方ですから。（「そうだ」と呼ぶ者あり）もう一度、そこのとこ

ろ、答えてください。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 今回の地区計画については、あくまで建物の最高限度を定めるところで、新しい建物の部分については80メートルというのが、今回の地区計画の案となっております。具体的に、では、80メートル以下というところで、どういった高さになるかということに関しては、都市計画決定をされた後に、設計の中で具体的に協議をしていく部分になってまいります。その段になった段階で、また改めて事業者は地域の方々の声を聞く必要は当然ございますし、その結果を踏まえて、どういった建物の高さになるのかという点に関しては、決まってくるものと考えています。

また、もう一点、四番町に関して、ご指摘を頂いたところでございますが、今回、二番町のこの計画に関しては、地域課題から始まったということをご説明させていただきましたが、長年の議論を踏まえて、地域課題を解決できるのであれば、この計画が認め得るとというのが区の考え方です。そのため、引き続き、四番町のこのエリアで、まだ今回の計画を経て、課題解決として残っているものがあるということであれば、それは、委員、今おっしゃったような700%であったり、緩和という方向も考えられますが、それがなくして、単にこの地域でも700%を認めていいんじゃないかというような考え方は、区としては持ち得ないと、そのように考えております。

○はやお委員 これは何かといたら、政治の世界のことをこの場で言うべきではなかったと思います、四番町の件については。つまり、アローワンスが増えれば引くところができるからということで、そこを考えてくれという、僕は経営的感覚の中で言ったつもりです。ただ、それはできないでしょう。今の答えが答弁でしょう。

でも、最後、確認したいことがあります。それは何かといたら、岸井会長——あんまり名前を言っちゃいけない、座長が言っていたのは、都市計画というのは、決定をして、枠を決めないと進められない。だけれども、ある程度、中身を決めていかないといけないよね。それは、はやおさんたちが言うように、そういう思いになるのは分かります。つまり、横にらみしながら決めていくんですよ。計画の枠が決まってから、さあ、どうするって。それから、下げるものではないんだと。だから、ここでこういうふうに言っているの、僕は読み上げますよ。また、目が悪いんで、すみません。仮に、都市計画の中で、どちらに決めようとも、日テレさんがあそこで——これは岸井会長が——あ、言っちゃいけないのか、この12月18日に言っています。日テレさんがあそこで何かをしたい、したいという思いは変わっていないので、それを具体化するために、みんなと話し合って、形にしていかなければならないという事実は、どちらにしても続く。その続くところで、みんなの意見と思いを具体的な形と具体的な使い方で、どのように担保できるのかについて、これは、日テレさんも、ぜひ、引き続き、そういう姿勢を持っていただきたいと思うし、我々も、区も含めて、そういうサポートをきちんとすることが——サポートをきちんとすると言っているんですよ、ことが多分必要なんだろうと。結論はどちらになっても、多分、それがないと、最後、非常に不幸な結果に終わる気がいたしますと言っているんですよ。だから、あなたが——あなたじゃない、機関として、これについて、厳粛に捉えるべきなんですよ。このままやっていたら、大きな不幸をお互い持ちますよと言っているんですよ。

私は、まずは、もし、都市計画審議会のところで議案を出すのは、それは執行機関です

よ。だけど、我々がマル・バツをつけるに際しては、最低でも、これは正副委員長にお願いしたいんですけど、議案の前には、都市計画審議会の学経の先生の、この辺は最低でも見解を、この委員会の場で、参考人招致をして確認したいと思います。私がいつもばかみたいに——ばかと言ったらいけないな、いつも何回も何回も言っているんですよ。それで、いつも会長からも話を短くしてくれと言われながらも、もう本当に命がけで、このところについて止めようとか、進めようとかじゃないんですよ。手続、手順によって、地域が割れることが嫌だと言っているんですよ。そのことをやらなくして、あなた方がいる価値はないんですよ、本当に。だから、私は、その行司役で、誰の味方でやっているんですかといつも言っている。私は、だから、正副委員長に、もし、議決のところ、最低でも参考人招致して、そして、また都市計画審議会のそれである人間を呼んでいただいて、参加していない方もいらっしゃるから、委員長でありながら入っていないんですから。だから、そういうところで正しく評価して、議案の可決すべきものか、否決すべきものかを決めたいと思います。だから、そこは僕はお願ひします。

で、こういう状況であるということについて、何かといたら、いろいろなことがあって、異常なんです。こんなに何で早く進めるのかって、異常なんです。私も、企画総務委員長をやっていたんですから。だから、これは、動きについては、私は疑問を投げかけざるを得ない。ここのところ、できるかどうかを含めて、一応、今日は正副委員長にお任せしたいと。

○林委員長 最初に答えますか。

○加島まちづくり担当部長 先ほど、12月18日の会長のお話をご説明していただきました。都市計画の中で、どちらに決めようとも、要するに、マルでもバツでも、どちらになったとしても、日テレさんは、ちゃんと地域のご意見を聞いて、いろいろやってくださいねと言ったのが、これ、趣旨だというふうに思っております。そういった意味では、私どもとしては、早く結論づけるべきであるというふうに思っております。結論づけた後、この都市計画がそのままマルということになれば、先ほど春山副委員長のときにもご答弁したように、エリマネだとか、そういったところをやるというのがこの都市計画の中で担保されますので、引き続き、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。否決ということになれば、総合設計制度の中で、どれだけのものができるかということは、それは事業者さんのほうにはもちろん指導はしていきますけれども、どこまでできるかといったところに関しては、事業者さんの判断になってくるかなというふうに思っております。

○小枝委員 関連。

○加島まちづくり担当部長 議決と言われたのは、建築条例の議決ということということですかね。

○はやお委員 そうです。

○加島まちづくり担当部長 分かりました。すみません、そこはちょっと私ごとやかくお話しすることじゃないかなと思いますので、以上です。

○林委員長 じゃあ、休憩を取りますね。休憩します。

午後4時39分休憩

午後4時50分再開

○林委員長 委員会を再開いたします。

はやお委員。

○はやお委員 まだ先ほどの議案のことについては、これは議長の議事整理ですので、日付について、訂正していただきたいと思います。それと、ちょっと年齢差別のような「××」という言葉については、修正して削除……

○林委員長 ×××が。削除で。

○はやお委員 あ、×××と言ったんだっけ。

○林委員長 ×××か、××か、けんかからで。

○はやお委員 すみません。ちょっとヒートアップして言いましたんで、そのところを修正して削除していただければと。

以上です。

○林委員長 はい。よろしいですかね。

では、まだありますか。

○岩佐委員 すみません、2点だけ。まず、イスラエル大使館について、時期なんだろうと思うんですけど、幾つか言及がありまして、ここに関しては、確かに千代田区内というのは、ちょっとそういういろいろと配慮をしたほうがいいという場所が幾つかあると思うんですね。そういうことに関してこういうご意見を頂いていて、今回計画をつくるに当たって、計画というよりもその先なんでしょうけれども、つくり方として、これは意見として一つどのように考えられているのかということが1点と。

それから、バリアフリーについては随分意見が来たんだなと思います。エスカレーターの有無というのは大きなポイントだと思うんですけども、エレベーターについて、地域貢献をするのは当然だと、企業が地域貢献をするのは当然だというのはかなり多く意見があるものなんだなと。逆を言えば、千代田区にたくさんこの地下鉄が、駅がある中で、地下鉄の駅の乗降口でエスカレーターにつながっているところは、大体皆さん企業貢献として持ち出しでやったださっているものなんですか。企業貢献をするのは当たり前なので、むしろそれを緩和の一つの理由にするのはおかしいというのは、そういうものなのかという、ちょっとそこがあったので、結構そういうほかのビルについて、もしご説明できるケースがあったら教えていただけますか。

○林委員長 イスラエルと、ほかのビル。すぐ出ますか。

○榊原勲町地域まちづくり担当課長 まず、2点ご質問いただいたうち、イスラエル大使館に関連するご質問に関してです。相互通行化の件に関しましては、今の計画に加えて、今回、意見書で、先ほど賛成意見についても反対意見についてもそれぞれ中身を考慮した上でというふうに申し上げましたが、ここでこういったご指摘も頂いておりますので、こういったご意見があるということもしっかり勘案した上で、では、こういった形で実現をするのかということについて考えていきたいというふうに思っております。

もう一点が民間企業の地域貢献ということになりますが、今回のように再地区を用いた制度という場合に、地域貢献として、事業者が何か域外、その地域の外の部分でも何か貢献をするということについては考えられるところでございますが、それが関与しない形ということになると、すみません、正確に、それぞれの開発で何か貢献があるかないかというところについては、資料を持ち合わせていないというところでは。

○加島まちづくり担当部長 ちょっと補足で、地下鉄のバリアフリーに関しては、法律が

どうかはあれなんですけど、ワンルート必ず設けなきゃいけない。そこに合致したときというのは、多分メトロさんだとかも積極的に自分たちのお金を出してという形なんですけど、そういったものがもう設けられているようなところに関しては、自分たちでほかのところというのはやらなきゃいけないといったようなところなので、そういったところってなかなかお金もかかることですから、やはり多少のインセンティブだとかがないと、なかなか難しい部分があるかなと。今回は再開発等促進区でそこを位置づけますので、そこで実現できるといったようなところになってくるかなと思います。

○岩佐委員 ありがとうございます。ビル内にエレベーターを設置している、エレベーターというか、地下鉄とのバリアフリールートを造っているビルというのはすごくたくさん、大手町ら辺にたくさんあるんですけども、一度造った場合の運用コストというの、これはその企業がやって、そのエレベーターがある限りずっと負うという理解でよろしいんですか。

○加島まちづくり担当部長 それに関しましても、先ほど申し上げたとおり、ワンルート必ず必要なところに関してはメトロが負担を負うというところもありますし、逆にもうそういうものができて、ここをこう造りたいという形になると、管理費はそちらで持ってねといったような状況になっているといったようなところでございます。

○林委員長 はい。

○小枝委員 すみません。関連。

○林委員長 関連。小枝委員。

○小枝委員 簡単です。質疑をずっと聞いていて、すごく誤解をまた幅を広げるようなことが何点かあったので、そこは答弁修正をしていただきたいんですけども、80が駄目なら総合設計ということを1回言いました。それは現実的ではないなど。非常に印象操作なんですけれども、これが駄目なら広場もなしみたいなことも、そうではなくて、70でも広場はできる。60でも広場はできる。ピロティ形式にすれば60だってできる。70だってもっとできる。80でもできる。その話というのは、私はもう、はやおさんのやり取りを聞くまでは、そんな詰めて分かっていたわけじゃないんですけども、そのことがはっきりした現段階でそのような答弁をするのは、脅しになっちゃうんですね。それはやっぱりよくない。

選択肢があるんだから、60でも広場はできるし、バリアフリーもできるということをちゃんとと言わなくちゃいけないし、駄目でも恐らく、恐らくというか、事業者は60の促進区、70の促進区、できるはずですよ。ということがこの間の質疑であれだけ分かっているのに、また同じところを言うというのは、今日そのまま固めて終わるわけにはいかないなと思ったので、そこはそれこそちゃんと修正していただきたい。脅しの言い方だと思う。事業者に対しても脅しになるし、区民に対しても脅しになる。

その前に気になったのが、賛成の意見と反対の意見で重要な聞くべきものがありましたかと言ったら、反対の意見が、広場は要らないと言ったんですよ。それって本当に何人いたんですかという話で、そういう極端な、10のうちの本当両側の両端の1、1みたいなところをつまみ上げて分断をするというやり方もやめてもらいたい。そこはやっぱり丁寧にやっていくということ、ぜひ、もう意見でもいいので、ちゃんと心がけていただきたい。よろしくお願いします。

○林委員長 答えますか。

○小枝委員 間違っていないよね。

○加島まちづくり担当部長 60か80か。60の場合、先ほどの2,500平米の広場を2,000平米といったようなご意見もあったかなと思います。これに関しては再三お話ししているとおり、再開発等促進区を定める地区計画を区として進めていくべきだといったときに、街区公園並みの大きさの広場が必要だと……

○小枝委員 その答弁はいい。

○加島まちづくり担当部長 いったようなことですので、そこは曲げるつもりはございません。それが小さくなるということであれば、再開発等促進区を定める地区計画の適用はしないといったようなのは、もう何回もご説明させていただいているとおりでございますので、そういったところでございます。

○小枝委員 そういう区の思い込みで、そんな思い込みをする権限は部長にはないんですよ。和をもって尊しと、もし万一思うならば、やっぱり2,000でも広場、この間も言いましたけれども、神田公園も西神田公園も芳林公園もみんな2,000ですよ。神田の人たちはみんなそこで子育てをちゃんとやっています。そういうふうなことを、2,000じゃ駄目だ、〇〇じゃ駄目だ。そして四番町も含めて、この何ですか、通りを挟んで、通りを止めたりしながら、みんなで楽しい子育てしようよというプランを絶対聞かないという、このかたくなな思いが、部長の目標は、ただ単に2,500じゃなきゃいけないと硬直化させて、高さ制限をこれをきっかけに変えたい。そして、そういうところに野心があるんじゃないか。

○桜井委員 野心。

○小枝委員 その野心って、どこから出てきたのか。

ただ1点、高さにこだわっているのは住民じゃなくて、部長なんじゃないか。私はそういうふうに、もうこここのところは勉強させてもらったので、たどり着いた結論がそうだったんです。何かそうじゃないと見えるような何か情報を頂きたい。そこは、今、嫌な言い方をしますけれども、やっぱり力を持った議員なり、力を持った地域の人との癒着、あるいは事業者とのそういう水面下のやり方、そういうふうなことがそこに関係しているんじゃないかというふうに思われても、今の段階では致し方ないというふうに思います。そのところは、透明性を担保しない限りは不自然過ぎる。不自然なことはやめて、私も賛成、反対とかはもうやりたくないんです。手順・手続を透明にして、みんなで幸せな明日をつくろうと。もう番町を守る会じゃない、番町の未来をつくる会でいいですよ。そういう感じで、みんなで同じテーブルにしないと、いいエリマネができない。その方向を、かたくなな思いを解除してもらいたい。（「そうだ」と呼ぶ者あり）（拍手あり）

○桜井委員 関連。

○林委員長 桜井委員。

○桜井委員 大切なことが抜けているように私は思うんですけどね。

○小枝委員 聞きたいな。

○桜井委員 今の案というのは、去年の3月30日のときに、今までのプランをもう一度考え直さなさいということで、それで新しく、専門家委員会の皆さんが小委員会をつくって、プランをつくりますと。つくってくださいと、出してくださいということ、私も都

計審の委員ですけど、お願いしたんです。委ねたんですよ、そのときに。そういう、議事録にちゃんと載っていますけども。

○小枝委員 80以下で……

○桜井委員 それで出てきた案に対して、どうなんですかということは、それは事業者が、日テレの事業者がそれを様々加えて、60メートルのスカイラインのことだとか、いろいろなものをつくって、それで事業者も合意をしたというものが、区の今の事業案になっているんですよ。だからそこのところを忘れちゃいけないだよ、そこのところは。

○小枝委員 桜井さん……

○桜井委員 それを基に、区としてどうなんですかというようなところで答弁を今までしているということなので、区が何もやっていないかのような言い方をされていて、そういうことじゃないんだよ。

○小枝委員 何もやっていないなんて言っていない。

○桜井委員 そういう、そういうね、そういう都計審の委員の先生方からのそういうようなプランがあって、それに基づいてこうやってきているんだということところは、忘れちゃいけないんですよ、そこのところは。それは区として譲らな——何だろうな、でもそういうことじゃないんですか。ちょっとお答えください。

○林委員長 ちょっとこちらのほうが、意見発表とか討論の状態に入っちゃっているんですけども。

○桜井委員 そちら辺の事実関係だけちょっと確認してくれる。

○林委員長 うん。事実関係だけちょっと確認して、それで。

どうぞ、まちづくり担当部長。

○加島まちづくり担当部長 まさに、今、桜井委員が言われたとおりでございます。それに関しましても再三ご説明させていただいておりますし、昨年12月1日に資料で出して、参考資料1で出させていただいた、日本テレビ沿道まちづくり協議会の状況だとか二番町地区のまちづくりの経緯という形の中で、令和5年7月25日の都市計画審議会で専門家会議の会議としての見解を報告し、それを翌日に日本テレビさんのほうに要請をして今まで来たといったところでございますので、私が恣意的にだとか……

○桜井委員 それはそう。

○加島まちづくり担当部長 誰かからこう言われて何かやっているということは、全くございませんので。

○桜井委員 うん。そういう経緯・経過があるということ。

○加島まちづくり担当部長 はい。

○小枝委員 だから、そこは。

○林委員長 どっちからにしようかな。春山副委員長、いや、小枝委員、どうぞ。先輩なんで。その後。

○小枝委員 私の意見で言われたので、正確性を期する必要があるのは、専門家委員が言われたのは、80を上限、つまり以下なんですよ。60じゃ駄目だと言っていない。70じゃ駄目だと言っていない。そして、変更は駄目ですか、変更できないとそれまで答弁してきたのが、はやお委員の質問で、変更しても大丈夫よということになって、マストということは何もなかったんですよ。つまり2,500じゃなきゃいけないと言っているのは

区だけで、それで700じゃなきゃいけないと言っているのも区だけで、それで80じゃなきゃいけないと言っているのも区だけだったんですよ。つまりそこだけ解除してくれれば、広場が欲しいね、バリアフリーが欲しいねと言っているみんなの思い、そして高さも壊さない、住環境も守ってねと言っているみんなの思いが8割一緒になるのに、それをさせなかったのは、阻んだのは区だなというふうに私は言ったので、専門家委員のプロセスは知っています。知っていますけど、それは「ねばならない」と言ったのではないということは申し上げておかないと、正確性がなくなるので、言っておきます。（拍手）

○林委員長 何か、併せて関連で行く。

○春山副委員長 関連。

○林委員長 関連で。春山副委員長。

○春山副委員長 すみません。先ほどの岩佐委員の質疑に併せてちょっと確認、もう一度確認させていただきたいんですけども、今回の意見書の要旨の中、賛成の意見の方もそうですが、反対の意見の方も、それぞれの広さが違うにしても、広場は必要、子どもたちが行けるこのような今の番町の森がなくなることは、反対の意見の方の中にも、困るというような意見も見られました。同様に、バリアフリーは事業者が自らこの地区計画がなくてもやってほしいというような意見も見られるんですけども、確認なんですけど、このような再開発等地区計画で地区施設の要件を定めないときに、区として、広場やバリアフリー化というのを事業者に求めていけるものなんでしょうか。もしくは、こういった反対の方々の意見の中にもあるような要望というのに応えることができるんでしょうか。が1点目。お答えください。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 今回で言えば、事業者に土地所有者のとしての立場を維持してもらって、管理を行う責任を持ちながら地区計画に位置づけるとなると、かなり公共的な性質を強く帯びた形のスペースを提供してもらおうというのが、この計画の肝かなというふうに思っています。

この再地区を用いるということに関しては、それらのスペースについてしっかりと整備をしてもらう。その後もしっかり管理をしてもらうということが担保されるというのが大きな特徴になるわけですけども、仮に今回それを用いないということになった場合、区としては当然、こういったご意見があるということを経営者にお伝えをするのは、そのとおりかなというふうに思うんですけども、ただ、事業者としてそれに対してどう対応するかということについては、約束されたものがないということになるかと思います。

そういった意味で、こういった形であれ、先ほど岸井会長のコメントもご紹介いただきましたが、区としてはどちらにしても関与していくということは、当然そのとおりかと思いますが、担保がある、約束されるかどうかと、将来にわたって確実性が持たせられるかどうか、その辺りは大きく違う点であると、そのように考えます。

○春山副委員長 次、2点目なんですけども、この再開発等地区計画で定められる地区施設というのは、総合設計制度の公開空地と違って、こういう施設として決めていく。長い間できるというものになると思うんですけども、これからつくる、区のほうが2,500平米が必要だと、街区相当公園が必要という、地域課題の解決となるからこの2,500平米が必要。先ほど、はやお委員も2,500平米の根拠は何だというようなご質問もあったと思うんですけども、区として、この2,500平米が必要な理由、どういう地域課

題を解決できるのか。そして、今、区のほうではこれから、生物多様性プランであるとか、グリーンインフラであるとか、地球温暖化対策とか、いろいろな様々な分野別計画を今策定して計画に入っている中、区としてこの2,500平米をどう捉えて、どういう地域課題を解決していく空間として考えているのか、お答えいただきたいです。

○榊原勲町地域まちづくり担当課長 まず、2,500平米規模の広場がこの地域に必要なであるというところの理由については、まずこの地域が置かれた状況として、この近辺にこの街区公園規模に該当するような広場のスペースというものが非常に不足している状況にあるということがございます。その不足をしていることに対して、地域として課題認識があるというところでございますが、例えば子どもが遊ぶスペースが非常にない、大きな広い場所で子どもたちが自由に遊べるような環境というのが、ここの地域には圧倒的に不足しているということを考えて際に、この2,500平米規模の広場があったことでそれを改善することができるというのは、大きく要素としてあるというふうに思っています。

また、イベントの規模、内容等については、様々なご意見があるというのは承知しておりますが、これまでも番町の森では各種のイベントが開催されておりまして、その中は、あくまでも地域の方を対象として今後もイベントに関しては開催をするという方針については、事業所に確認をしているところでございます。そういったイベント、非常に地域の方から受け入れられているものも多くあるというふうに考えておりまして、そういったものも引き続き実施をしていくためには、番町の森と番町の庭を合わせたスペース、大体今2,500平米というところもありますので、そういったものをしっかり今後もできる体制を整えていくためには、この2,500平米規模が必要であるというふうに考えております。

○印出井環境まちづくり部長 春山副委員長の後段のご質問なんですけれども、我々としては、やっぱり広場を整備して、竣工がゴールではないというふうに考えています。竣工後、ご指摘がありましたヒートアイランド、生物多様性、グリーンインフラ、これはその後のエリアマネジメントが非常に重要になってきます。総合設計で担保される空地では、なかなかエリアマネジメントとセットということは難しいところがありますので、今回の肝の一つには、竣工後の広場の高質な維持管理、活用ということの中で、エリアマネジメントが非常にキーワードになってきて、それも都市計画の中で示せるということがありますので、そこは副委員長ご指摘のとおり、重要なポイントだと認識しています。

○林委員長 はやお委員。

○はやお委員 だから、私が何度も言っているのが、2,500の広場相当というのは標準なんですよ。それで、じゃあそれだったら、2,000平米だって、やはり千代田区のこれだけの高価な高いところであれば、歩み寄るということが必要なんじゃないのかということを行っているわけ。それで、じゃあ2,000平米だったら、この法律上の広場としてあたらぬ。だから、それだったら、地域課題が2,000平米だったらできない理由を説明してください。

○加島まちづくり担当部長 これも12月1日の資料を出ささせていただきました。環境まちづくり部資料8-1、その裏面を見ていただきますと、二番町の地区計画の目標と本計画についてということで、特に今の地区計画の中においても、空地と緑豊かな空間の創出を誘導することにより、ゆとりと潤いのある住環境を形成する。これは今の地区計画の

目標です。そういった目標を達成するために、敷地外周の道路及び隣地境界に沿って歩道状空地及び地区内通路を整備する。それに加えて、地域の交流拠点、防災拠点となる広場は2,500平米、うち500平米は緑地広場ということで、2,500平米、ただただ広い広場というよりも、やはりこの緑豊かな空間の創出、こういったものをこの番町地区では、二番町では目指したいという地区計画の目標が前からあるわけですから、それを具現化するために、このぐらいの大きさは我々は必要だと。なおかつ専門家の会議の中でも、そういった街区公園並みの広場が必要だよなといったことですので、我々もそれを踏襲しているといったようなところでございます。

○はやお委員 もう言いませんけれども、ここはもう、だから逆に言うと、専門家の意見を聞きたいんですよ。そういうところについて、2,500平米。だってやっぱり経済的に厳しければ、みんなそのところの中で、洋服に合わせて体もやると。大きかったり小さかったりするの、それはしょうがないことなんですよ。2,500平米をやることによって、こんなにすばらしい。じゃあ2,000平米になったら緑のそれができないんですかと説明したときに、何か科学的根拠がありますかという話になっちゃうから、今日はもうここではやりませんよ。もう委員長が嫌な顔しているからさ、もうこれ、怒られるといたら……。そのところで何をやるかといったら、やはり専門家の知見を頂いて、それも、できるという人たちの意見も僕は欲しいと思っています。例えばこのところについては、60メートルでも、2,500平米を使ってもと、ある人から聞いていますから。有名な先生が、60メートルでできるという先生もいらっしゃるから。そういうところを含めて、どういうふうにするのかという、もう少し広い視野の中で我々としても判断していかなくちゃいけないと思うので、ただ、都市計画審議会の学経の先生だけでなく、そしてまたそれをやっていく必要等があるんですけど、いかがでしょうかね。

○林委員長 さっき参考人の、ありましたので。

○はやお委員 そうだ。やると……

○林委員長 別にちょっと我慢しているだけなので。

○はやお委員 分かりました。

○林委員長 そのほかに。

じゃあ、最後ね。岩田委員。

○岩田委員 すみません。5分で終わらせますので。

○林委員長 終わりそう。

○岩田委員 すごい前の僕の質問の関連から何かこっちまで来ちゃったんですけど、先ほど部長の答弁で、都市計画審議会の会長職務代理の方が、「私個人の考え方としては」というふうに発言された。確かにあります、そういうふうに。しかしそれは、私個人の考え方としては、マスタープランの策定の経緯もあり、やはりこれはかなりはみ出している。つまり、かなりはみ出しているというのが、この方の個人の考え方であって、さらにまた別のところで、これは「個人の」とは言っていないよ。その地域課題解決のためにマスタープランの表現からの一定の逸脱がどのような条件の下に許容されるのか。少なくとも地域課題の解決が確実に見込まれ、かつ地域の大方の賛同が得られる場合には、マスタープラン表現からの一定の逸脱も許容されることについては、委員の一致を見ましたと言っています。一応これは確認しました。

そして、これの、今日のメインの意見書の話なんですけど、数ではなく中身だと言っているんだしたら、それを属性を明らかにしてみるべきですよ。それはもう最初も言いましたよ。かつて疑義票があるのじゃないかと言われたんだから、そこは明らかにするべきです。本当かどうかは分かりませんが、数ではないと言いながら、うそや誘導の意見書を、これをもって何の意味があるのかなという話ですよ。それを真に受けて、許可して建てちゃいました。そしたら、日本テレビさんだって気の毒ですよ、みんなに言われるんだから。今日だって心配して傍聴に来られている日テレの方もいらっしやるみたいですが、日テレさんだって気の毒ですよ、みんなにそんなことを言われて、陰口をたたかれて。

じゃあ、これが、この数年後、この意見書が、実はあれは動員だったんですよ、住民の総意じゃなかったんですよというのがもし明らかになったとき、どうするんですか。建っちゃいました、ごめんなさい。で終わりですか。×××の方たち、申し訳ないけども、悪いのは責任を取らないことなんですよ。自腹も切らない。責任も取らない。ごめんなさい。それだけなんですよ、正直。どうするつもりなんですか、これ。だったら、もう今から、そのね、意見書はちゃんと、どこの誰がこういう意見を言ったのか。これは、何だ、動員みたいなようなことはしていませんよ。ほら、こんなに明らかになりましたよ。というのをちゃんと言うべきですよ。そこをもう一回答弁してください。

○林委員長 ちょっと一旦休憩して。

午後5時18分休憩

午後5時19分再開

○林委員長 委員会を再開いたします。

岩田委員。

○岩田委員 今のところを修正します。「責任を取らない」のところは修正します。

○林委員長 ×××に関しての。

○岩田委員 あ、×××の方は自腹を切らない、何だ、自腹を切らない……

○林委員長 ×××の部分のカットでよろしいんじゃないんですか。

○岩田委員 ×××の部分。はい。じゃあそこはカットで。

○林委員長 ちょっと後で調整します。

○岩田委員 はい。ただ、これ、建物が建っちゃった後、皆さんはいないですからね、そこに。残された住民のことも考えていただきたい。だったらそれをちゃんと、この意見書も明らかにするべきです。

さっき僕、二番町14の意見書を、どれぐらいいるのかと言ったら、個人が特定されるみたいなことを言いましたけども、個人情報保護法によると、氏名、性別、生年月日、住所、顔写真などにより、特定の個人を識別できるものとなっていますけど、住所、二番町の14だけで、どこの誰か、山田さんなのか、田中さんなのか、加藤さんなのか、分かりませんよね。だったら出せるじゃないですか、何人というぐらいは。そこは何で出せないですか。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 まず属性の考え方ですが、これも繰り返しになりますが、あくまで都市計画審議会に対して提出するのは意見書の要旨であるということは、都市計画法も定められている文言に基づいた区の適正な対応だと思っておりますので、今

回、資料としてもお示しをしておりますが、こちらの要旨の形に沿って、こういったご意見があるのかということについての説明をさせていただきたいというふうに考えております。

もう一点、何だっけ。えーと……

○岩田委員 じゃあ、最後、指摘だけ。

○林委員長 指摘。次回じゃなくて、今。

岩田委員。

○岩田委員 ふだんだったらそういうふうに強引に行ってもいいんでしょうけども、今はそういう時期じゃないですよ。何度も言いますが、逮捕者まで出ちゃったりとか、疑義票ありなんじゃないかとかマスコミに書かれているようなときなんだから、ここはちゃんと、もうちょっと皆さんに、こんなにちゃんと正しくやっていますよというのを見せるべきだと思います。一応指摘しておきます。

○林委員長 はい。最後にご指摘いただきました。

休憩中も含めて、日程調整、次回のもやらせていただきましたので、本21件の陳情の取扱い、こちらは継続で。新たに来てしまうようなので、こちらにどんどんどんどんたくさん。では、継続の取扱いにさせていただきます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、二番町の地区のまちづくりの陳情審査を終了いたします。

以上で、日程1、陳情審査を終了いたします。